

平成 26 年 6 月 17 日

第 2 回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 平成26年6月17日(火) 午前9時 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	志村 忠昭	2番	塩野 拓二
3番	金井 浩三	4番	村井 保夫
5番	隅岡 美子	6番	村岡 清邦
7番	小川 保	8番	古川 幸義
9番	村井 勉	10番	尾崎 忠義
11番	渡邊美喜子	12番	庄野 克宏
13番	門 瀧雄	14番	佐々木 勇

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	河西 浩一
教 育 長	田尾 勝
会計管理者	松下 義夫
町長公室長	高嶋 好弘
総務課長	石原 光弘
政策企画課長	岡部 登
税務課長	中川 隆弘
住民課長	矢野 修司
福祉保健課長	山下 俊和
福祉保健課主幹	氏家 幸子
環境課長	中野 弘之
建設課長	島田 和博
産業課長	神原 宏一
消防長	前原 成俊
上下水道課長	河田 数明
教育課長	岡 敦憲

1、議会事務局職員

事務局長	宮武 孝利
書 記	宮本 和季

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前 09 時 00 分

議長（志村 忠昭）

おはようございます。

本日も、定刻にご参集を頂きましてありがとうございます。

ただ今、出席議員は 14 名であります。

よって、地方自治法第 113 条の規定により、定足数に達しております。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配布の通りであります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 125 条の規定により、3 番金井浩三君、13 番門瀧雄君を指名致します。

日程第 2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

8 番 古川幸義君。

議員（古川 幸義）

おはようございます。

8 番、古川幸義です。

議長のお許しを頂きましたので、通告順に従いまして次の質問を致します。

先月 5 月 9 日、新聞に掲載されておりました『30 年後若い女性の半減』、という記事が第一面に載っておりました。

内容は、『現在のペースで地方から大都市への人口流出が続けば、20 代から 30 代の女性が半分以下に減る自治体は、過疎地を中心に 896 市町村を上回るとの試算を、有識者らが作る「日本創生会議」が 8 日発表したと記載されており、香川県では 17 市町のうち 9 市町が該当し、該当の市町村では運営が難しくなり、これでは将来消滅する可能性がある』と懸念されております。

香川県下、市町別「20～39 歳女性」の将来推計人口で、多度津町は 2010 年人口では 2 万 3498 人、内 20 代から 30 代女性は 2,381 人、30 年後の 2040 年多度津町の人口 1 万 8622 人で 20 代から 30 代女性 1,403 人と推計され若年女性人口変化率 41.1%となっており、少子高齢化の進展と若年女性の減少で将来は厳しい予測となっておりました。

香川県全体も、この数値による将来の問題は、生産人口の減少や年少人口は減少し、少子高齢化は進展し非常に厳しい状態であるとされております。

この推計の数値が物語るものは将来、大都市は医療・介護人材の大幅な不足が見込まれ反面、地方では高齢者の減少で医療・介護関係の職を失う人が増え益々人口流失は増大すると将来に対し警告するものであります。

世の中では、このような人口急減に対し今、「待ったなし」の状態であり、この問

題を抱える時点で「楽観論」で対応すれば将来が危険であり「もはや打つ手なし」と言うような「悲観論」であっても将来の為になりません。国も地方も市町も今直ぐに「なんとかせないかん」時点に来ているといえます。

人口減少化についても重大な問題ではありますが、将来的に問題はその他にも山積しており、本町でもあらゆる面で様々な問題を抱えているのが現状であります。これらの問題も「楽観論」での対応ではならず、「悲観論」でもなりません。今「ほんまになんとかせないかん」時期が、すぐそばまで来ているのであります。将来に対して、住民と行政が共に問題を共有し協同で事態を解決しなければならぬ時期が来ており、まさに「待ったなし」の状態であります。

そこで次の質問を3点いたします。

1点目は、本町での「農業振興地外地域の整備について」をお伺い致します。国は平成26年4月1日より近年の農村の高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同作業により支えられてきた多面的機能の発揮に支障が生じるとして、農業・農村の有する多面的機能維持・発揮を図るための地域の協働活動に係わる支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進することにより、農業・農村の有する多面機能が今後適切に維持・発揮されるようにするとして、多面的機能支払交付金を実施する事になりましたが、対象は農業振興地域のみとし、実際は農地が大半を占めるにも係わらず、線引きによる都市計画決定区域とされる準工業地域や専用住宅地域とされた地域に対し、一切今回の交付金の対象から外れているのが現状であります。

本町でも都市計画決定区域とされる準工業地域・専用住宅地域として線引きされた地域は残された農地も多く、一部虫食い状態の様な開発で住宅地・商業地が開発されているのが現実であります。

道路についても、車の対向も出来ない狭い道路や舗装の無い旧来の農道ばかりで、まさに劣悪の状態であります。

準工業地域や専用住宅地域とされながら、未だ整備もされておらず、南北を縦断する広域道路も、何十年も計画のままで整備されておられません。

また排水路も40年以上も前に施工されたままの老朽化した農業水路が多く、排水効果も期待出来ておりません。

近年ゲリラ豪雨の様な一時的に激しい降雨や、上流の河川整備によって下流へと急激で大量の排水が処理できず、水路から排水が溢れる様であり、最近では老朽化水路が崩壊する危険性が大きであります。

この様な現実の中、この地域の農業従事者は高齢化し、担い手も将来に期待できないその地域へ落胆し、見放す人々も多く、耕作もされず見放された農地が多くあります。

この都市計画決定区域内の中での農業振興地外の地域に対しては、多面的機能

支払交付金は適用外で、その反面、農地保有者はその土地の受益者負担として受益負担金は払っているがこれから先も受益は受けられない、この矛盾はまさに不公平であります。

この地域の抱える深刻な問題は今「待ったなしの」状態であります。町としてこの現状をどうお考えになりますか、また今後どの様にしていくのか具体的にお答え願います。

2点目は、「第5次多度津町総合計画について」お伺いいたします。平成18年度を初年度とし、平成27年度を目標年度としての10カ年の長期構想がありますが、本年度は終盤のまとめの時期であり、来年度は6次総合計画に向けて構想の策定の時期でもあります。

そこでお伺いいたしますが、実施計画とは基本計画に示した主要施策に基づき、具体的に実施する事業を定めるものであります。

事業の優先順位や具体的な事業内容、財源等を示すことにより、予算編成の指針となるものとし、3カ年計画として別途策定し、ローリング方式にて毎年見直し総合管理を行いますと記述されておりますが、その成果は終盤の年度にあたりどの様な成果として表れたか具体的にお伺いいたします。

また成果を振り返り反省点などあればお聞きしたいと思っておりますので、お答えお願い致します。

3点目は「教育施設のエアコンの整備について」をお伺い致します。近年、夏の猛暑が続いていることなどから、小学校普通教室・幼稚園遊戯室などでは、夏の日差しが校舎のコンクリートの壁や屋上面に当たり熱を持ち、この熱は夜間でも冷める事は無く、コンクリートの内部に潜み朝から室内は猛烈な暑さになっております。児童・園児の健康や、就学へのやる気に悪影響を及ぼしております。

更なる快適な教育環境の向上を図るために、エアコンの設置をお願いしたいと希望いたしますが、本町ではどの様にお考えでしょうかお伺い致します。

以前、各学校教室での室温・不快指数などの検査データを依頼しておりましたが、測定の結果はどうであったでしょうかお伺い致しますと共に、その結果対しどの様にお考えでしょうか併せてお伺いいたします。

また他県では、県よりの国庫補助によってエアコンが設置されたと聞きますが、本町では県に対し、エアコンの整備の要請や提出の予定はあるのでしょうか、併せてお伺いいたしますが、また暑さ対策として扇風機の設置だけで対応するのではなく、他の方法などの試験的な試みはどうしているのか、お伺い致しますので宜しくお伺いいたします。

以上、3点「農業振興地外地域の整備について」と「第5次多度津町総合計画について」と「教育施設のエアコンの整備について」お伺い致しますので是非

町長、執行部に対し「楽観論」でなく、「悲観論」でもない答弁を期待しておりますので宜しくお願い申し上げます。

町長（丸尾 幸雄）

おはようございます。

古川幸義議員のご質問のうち「教育施設のエアコンの整備について」お答えしてまいります。

現在、改築中の多度津中学校につきましては、全ての教室にエアコンを設置する予定ですので、完成する平成 27 年 4 月以降は、全ての中学生が、エアコンの恩恵を受ける予定になっております。

各小学校につきましては、一部の部屋に設置しているのみで、殆どの教室は扇風機で暑さを凌いでいるのが現状です。

子ども達の教育環境を考えた時、非常に心が痛くなる思いをしております。

各小学校と幼稚園は猛暑時における緊急避難としてのエアコン設置場所は確保する必要があると考えております。

各幼稚園におきましては、遊戯室に設置を予定しております。

これから策定する第 6 次総合計画の中で幼稚園や小学校のあり方も検討していく必要があると考えています。

借金が多い困難な財政運営を行いながら、今は巨大地震に備えて耐震補強工事の完成と 4 か所の体育館の吊り天井の改修を優先してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、その他の質問に対しましては教育長をはじめ、各担当課長より答弁をしてまいりますのでよろしくお願い致します。

教育長（田尾 勝）

古川議員の「教育施設のエアコン整備」についてのご質問にお答えします。本町では、これまで、子どもたちが若干の環境の変化への対応する能力を高めることや、自ら工夫し創造する能力を高めることもあり、普通教室へのエアコン設置は行わず、扇風機の設置やすだれ・グリーンカーテンの設置など学校独自の取り組みによって学習環境の向上に努めてきました。

また、多度津中学校の改築やその他教育施設の耐震化が未完了のなか、最優先課題である児童・生徒の命を守り、地域防災の拠点としての施設の耐震化を優先して進めてきたこともあり、エアコン整備が他市町に比べて、進んでいない理由の一つであります。

さて、議員ご指摘の小学校における普通教室の室温調査であります。昨年度では、教室の向きによっても異なりますが、7月の午後1時時期には、平均して多度津小学校 31.8 度、豊原小学校 32.8 度、四箇小学校 32.4 度、白方小学校 31.4 度でありました。本年度につきましても、異常気象等の影響に伴う児童・生徒の健康面への影響など、継続調査を続けてまいりたいと思っております。

なお、昨今の異常気象などの影響による室温の上昇は、特に環境への適応能力が低い幼児、園児にとっては、健康面で悪影響を及ぼす恐れもある場合が想定されます。

また、幼稚園・小学校・中学校は災害時の住民の避難先ともなっていること、今、新聞にも大気汚染の原因の一つとされているPM2.5微小粒子状物質も懸念されていますことから、まずは、緊急の保健室的役割を果たすこと、また全園児が集える部屋である遊戯室へのエアコン設置を来年度施行することを今現在検討しております。

しかしながら、安全かつ日常の生活に支障のないように行うためには、夏休み期間の活用に限られることから、できるだけ早い施工方法について検討を重ねているところであります。

さらに、小学校につきましては、予算や町内の4小学校の教育環境における特徴も勘案しながら、子どもの健康な体力づくり、快適な教育環境のあり方を真摯に探るなかで検討してまいりたいと考えております。

以上、「教育施設のエアコン整備」についてのご質問については、以上のように考えております。

ご理解賜りますよう、お願い申し上げます、答弁といたします。

建設課長（島田 和博）

失礼いたします。

古川議員ご質問の1点目、「農業振興地外地域の整備について」でございますが、所謂用途地域内での土地改良施設等の今後の対策について、町としての考え方を述べさせていただきます。

土地改良事業については、用途地域内の事業に関し、国・県の補助事業として採択されていた時期もありましたが、現在では原則認められていない状況にあります。

また、これまで用途地域内であっても、農地がある以上土地改良施設は、水利関係者、耕作者により営繕がなされており、地元水利組合、土地改良区等への水利費、賦課金、事業負担金をもって維持されている現状は、なんら農業振興地域と変わらないこととなっています。

しかしながら、土地改良事業そのものが時代の変革で受益者の減少や高齢化により、土地改良施設の営繕に支障が出ている現状や、防災対策としての排水施設の整備の必要性などから、町として何らかの対策が必要であると考えております。

このため、農振地域との均衡を保つためには、県に対して農業施策の拡充を要望をしていくとともに、町が防災対策として取組む排水施設と土地改良施設を明確にした上で、補助の対象とならない事業については、近隣市町の対応状況

等も踏まえ、今後、関係部署と協議検討して参りたいと思います。

以上申し上げて、古川議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

政策企画課長（岡部 登）

おはようございます。

古川議員の「第5次多度津町総合計画について」のご質問に対し、答弁をさせていただきます。

本町におきましては、平成18年度に策定いたしました、第5次総合計画に沿って各事業に取り組んでまいりましたが、計画期間も2年を残すところになりました。

昨年度、計画期間最終3年間の取り組み内容を確認するとともに、基本計画における各施策、実施項目のこれまでの実績を検証し、次期総合計画策定に活用するため、実施計画を作成いたしました。

この検証により、各分野における実施項目の実施率、未実施の理由、またその成果として、次期総合計画策定における留意点等が明確になりました。

全体として、重点34施策の実施項目は144あり、そのうち実施中または実施予定のものは122項目ございました。これは約85%の実施率となりますが、未実施項目の理由などを確認し、次期総合計画への継続の必要性を整理して策定の参考にしたいと考えております。

留意点といたしまして、基本計画の大分類で申しますと、「住みよい都市基盤の整備」の分野では、社会情勢や住民ニーズの変化、国や県の方針等の変更により優先順位が変わったことなどによって未実施となっている項目があるため、この分野だけではございませんが、次期計画策定時には将来予測を十分に行う必要が指摘されております。

また、「人にやさしい社会づくりの推進」の分野では子育て環境の変化や、より多様なニーズに対応する取り組みが求められています。

次に、「豊かな心を育てる教育と文化」の分野では、心や精神の問題など、複雑な対応が必要となっており、指導者の育成や相談体制の構築が難しい問題となっています。

さらに「活力あふれる観光と産業の創造」の分野では、新たな問題の発生が予想されており、より一層の取り組みが求められることになりそうです。

最後に「時代にふさわしい行財政への変革」では女性の社会進出の促進や、社会の中での繋がり、コミュニティ感覚の希薄さなど、社会形態の変化を意識した取り組みが求められています。

以上のような点に留意し、第5次総合計画に沿った取り組みを進める中で、得られた知識や経験を次期総合計画策定に活用し、それを活かせる体制づくり、並びに実効性のある計画作りに取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、反省点といたしましては、議員ご指摘のように「少子高齢化の急速な進行」や「社会インフラの重複する更新時期」、「地方へのさらなる権限委譲」など 10 年間という期間の中で、顕著になった社会経済情勢の変化や課題を計画に反映させていく、といった柔軟性がなかったことが挙げられます。また、達成度を数値化できればよりわかり易いとの指摘もあり、次期総合計画では基本構想を 8 年、基本計画を 4 年ごとの前期と後期に分けるなど、時代にあった計画、わかり易い計画として継続できるように、計画期間などの見直しを図ることにしています。

以上で、古川議員の「第 5 次多度津町総合計画について」のご質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（志村 忠昭）

以上で、古川議員の一般質問に対する答弁は、町長、教育長、担当課長からありましたが、古川議員、再質問があればお受けいたします。

議員（古川 幸義）

まず、第 3 点目に質問いたしました、教育施設のエアコンについて、教育長の方から質問に対して観測されたと、多度津小学校では 32 度～34 度とお聞きしましたが、私自身も豊原小学校に出向きまして、一日間約 4 時間ほどかけまして、気温の測定を行っておりました。

1 日だけだったのですが、その日は天候は晴れ、学校の先生方がですね、気温が非常に暑いので、現状として気温を測ろうというデータがここにございます。その期間は 7 月 11 日から 7 月 18 日まで 5 日間で天候は全て晴れ、それで 17 教室ございまして、朝 8 時の段階で 17 教室全てが 30 度を超え、最低が 31 度、最高では 36 度を超えておりました。

これは午前 8 時ですね。

これ 10 時になりまして、気温はどんどん上昇いたしまして、ある教室では朝 8 時の時点で 36 度あった気温は、36 度をずっと上昇しまして最終的には 37.5 度、これが朝 8 時から 16 時まで継続しております。

次の日も全く同じようなデータがありまして、この特定の教室におきましては、3 階の西側教室でございまして、35 度以下になった時がございません。

それも 8 時から 16 時、ということは、終日このような温度が計測されておりました。

湿度の方は計測されておりませんが、快適な湿度は 70%までが許容範囲であると聞いております。

それで、なぜ気温と湿度に固執しているのかと申しますと、私も調べてみたのですが、文部科学省の告示第 60 号、学校保健安全法第 6 条第 1 項に基づき、学校環境衛生基準法というのがありまして、平成 21 年 4 月から施行されております。

す。

その中にですね項目が入っております、学校の教室の中に「気温」という項目がありまして、「30度以下が望ましい。」と書かれております。

なぜ30度以下と記述されておるにも関わらず、今の現状は朝の8時から31度～36度、このような環境が非常に悪い状態でありますので、これは環境面で緊急を要すると思われま。

それとですね、児童の健康にとって非常に悪影響を及ぼすのですが、学校の先生ですね、職員にとってはいかがでしょうか。

労働安全衛生規則というのがありまして、第5章に「温度及び湿度」というのがありまして、労働安全衛生規則の中に第606条の中に「事業者は、暑熱、寒冷又は多湿の屋内作業での有害なおそれにあるものは、冷房、暖房、通風適当な温度調節の措置を講じなければいけない。」とこのように謳われております。

ですから学校の先生方も職員でありますので、こういう健康を害することにも考慮していただきたいと思いますが、その点についてどのように思われますか、質問したいと思ひます。

それとですね、「農業振興地外地域の整備について」質問致しましたが、この中で河川整備について、それから受益者負担としての受益負担金を払っているがこの先も受益を受けられないというふうに聞きましたことについて、お答えして頂いたんですが、やはりこの先ですね、満濃土地改良費とか今後ずっと継続的に支払わなければならないのか、お答え願ひたいと思ひます。

それとですね、もう1点の「第5次多度津町総合計画について」、質問で3ヵ年計画として別途策定し、ローリング方式にて毎年見直し、総合管理を行いますとお聞きしましたが、第5次総合計画の中でですね、第5次多度津町総合計画審議会委員会の名簿の中でですね、毎年見直しとかそういうものをかけられて、名簿については更新されているのでしょうか。

名簿ですね、ページ数は152ページと書かれているのですが、表示とかそういうものは更新されているのでしょうか。

以上、再質問したいと思ひますので、よろしくお願ひ致します。

政策企画課長（岡部 登）

古川議員の「第5次多度津町総合計画について」の再質問に対し、答弁をさせていただきます。

先程議員が申されました審議会委員会の名簿でございますが、これは総合計画を作るための会の名簿でございますので、これは更新はしておりません。

以上、ご理解頂きますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

教育長（田尾 勝）

古川議員の再質問についてお答えします。

まず古川議員さんがデータを調べられて、紹介していただいてありがとうございます。

私の方も教育委員会としても、前回の7月の調査については7月の辺りだけの調査であって、今回は学校の方に指示しておるのですが6月から9時の時点と1時の時点と、当然湿度とか室温を毎日調査するという形で、更に具体的なデータが出てくると思いますので、古川議員さんのデータも見せていただいて、また、私自身としても調査をしっかりして状況の把握というのが最も大事なのではないかなと思いますので、調べて検討していきたいなというふうに思います。また、今まで児童の方だけの対応ということで、職員の方からも聞き取り調査をしながら検討していきたいなというふうに思っています。

以上です。

産業課長（神原 宏一）

おはようございます。

古川議員のご質問の内、満濃土地改良区等の賦課金等について今後どうしていくかという趣旨のご質問だったと思いますけれども、多度津町としてどう決定する、そういう権限はないとは思いますが、満濃土地改良区なり関係団体の方へ地域の実情等、町が把握した上で要望等を行ってまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思えます。

議長（志村 忠昭）

以上で再質問に対する答弁は終わりましたが、再々質問はありますか。

議員（古川 幸義）

再々質問ではございませんが、要望事項として。

学校施設のエアコンの整備はですね、質問中に述べておりましたが、他県では県に申し立てて、国の方から国庫の予算が下りておりますので、これはそういう方法も可能でございますから、ぜひとも早急に整備をお願いしたいと思います。

また、農業振興地外のところの地域に対してはですね、やはり現状を見ていただくと本当に農業振興地と本当に変わりません。

道路は狭く、舗装も未整備のところがたくさんございます。

そういうところでですね、やはり準工業地域としてですね、やはりそこへその土地を活用して何かを建てようとかそういうふうな事業者というのはなかなか現れないと思います。

またそこへ住宅を建ててですね、その住宅の開発をしようというふうな動機にもなかなかないと思いますので、そこら辺は道路の整備をまず1番にして、環境を整えていただきたいと思えます。

これにて8番古川幸義の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

議長（志村 忠昭）

これをもって、8番、古川議員の質問を終わります。

次に2番、塩野拓二君。

議員（塩野 拓二）

おはようございます。2番 塩野拓二です。

3点について一般質問させていただきます。

1点目です。

私は、これまで町職員の接客態度や電話マナーの向上、住民の意見を取り入れるための目安箱の設置などのほか、職員提案制度や人事評価制度などの導入など、町職員の資質の向上対策について質問させていただきました。

町の仕事は、公務員といえども顧客は住民であり、住民が満足できるサービスを提供することが使命であることは常に意識されていると思います。

また、社会情勢が大きく変化し財政状況も非常に厳しいなかで、町には、たくさんの課題があるので、それらに果敢に挑戦し解決していくような意欲と能力を持ち、明日の多度津のため、日々仕事に従事されていることでしょう。

そのためにも、管理職から若手職員まですべての職員が意識改革を徹底し、一人ひとりが個人の能力・資質を向上させていく努力が必要だと思えます。

また町としても、こうした時代に対応することができる優秀な人材の育成に積極的に取り組んでいかなければならないと思えます。

そして、限られた人数で多くの課題に取り組むためには、少数精鋭の集団を作り上げていかなければなりません。

まさに人材育成は、現在の町における最重要課題であると考えています。

町長は、これからの多度津町を支える町職員とはどのような職員と考えられていますか。

そして、どのように育成していこうとしているのかよろしくご願ひ致します。

また、意識改革のひとつの方法として、私が何度も提案した目安箱の設置は、住民からの生の声を聞く機会が増える制度であり、そこで出された意見に対し真摯に耳を傾けることで、自らの行動を見つめなおすことになるのではないかと考えています。

個人に対する誹謗中傷などの意見が多いとのことではありますが、それだけではいはずです。

町政モニターや町長との対話集会では、ごく限られた少数の意見しか聞くことができないし、ホームページの質問コーナーでは、インターネットを利用できないお年寄りなどの意見を聞くことはできません。

町長のマニフェストにある住民参画・住民協働のまちづくりを進めていくため

にも、また、職員の意識改革を進めていくためにも目安箱の設置は必要だと思います。

前回からもお伝えしてある様に、丸亀市や坂出市はすでに始めています。

マイナスになる要素はないと思いますが、いかがでしょうか。

2点目は昨年12月議会でも質問させていただきましたが、自主防災組織の立ち上げへの働きかけについてです。

答弁では、総務課の担当職員が忙しく、時間的な余裕がないとのことでありました。

東日本大震災から3年以上が経過し、住民の災害に対する意識が薄れてきており、非常に懸念される場所でもあります。

もし今、大地震などが発生すれば、町役場は何をしてくれるのですか、すぐに助けてくれるのか。

現実には、役場がすぐに動くことは不可能であり、自分たちの身は自分たちで守らなければならないはずで。

そういう意味からも、地域の自主防災組織は必要であり、もっと住民の方に災害に関する危機意識を持ってもらうような活動も必要だと思います。

平成26年度の施政方針の中では、災害に強いまちづくりとして、自治会単位の自主防災組織の結成を推進すると書かれています。

町としては非常に前向きに取り組もうとしていることが伺えますが、推進するとあるのは具体的に、何をどうしようとしているのか。

また現在、自主防災組織はいくつあって、いくつまで増やそうといったような数値目標はあるのですか。

前回の質問に対する答弁の内容からだと非常に前向きな方針となったことはありがたいことですがいかがでしょうか。

3点目ですが、現在、少子化・核家族化に伴い、女性の社会進出いわゆる働く女性の割合の増加、子どもを取り巻く社会環境の変化に伴い、子育て家庭への様々な角度からの支援が必要になると考えられます。

国県においても様々な子育てに対する方針が打ち出されています。

私にも町民の子育てに懸命な親からの切実な願いや相談を受けます。

その中でも特に多いのが働く母親の子どもの放課後の居場所のことについてです。

園児・児童の放課後の安全・安心の居場所、子どもの育つ場をどのように作ろうと考えておられるのかよろしくご説明をお願いします。

また、町民の一人でも多くの意見、要望、相談を聞き入れるようにする為にも、子育てをする親のための対話集会をしてみたいとは思いますが、

行政が投げかけをしていかないとなかなか前に進んでいかないと考えているのですが、

かがでしょうか。

以上です。

町長（丸尾 幸雄）

塩野拓二議員のご質問のうち、「職員の人材育成について」お答えをさせていただきます。

私が町長に就任させていただいた年に全職員と一人ひとり面談を致しました。今も機会ある度に、職員に申していることは地方公務員としての心構えです。私を含めて、職員は町民皆様から頂いている税金から給料をもらって生活をしています。その私たちがまず一義的に考えなければならないのは、町民皆様の幸せの向上であり、そのために住民サービスを向上させることです。

町民目線に立ち、町民皆様に対して、ちょっとした気配りや心遣い、思いやりを持って接して欲しい。

そうすることで町民皆様との信頼関係が築け、おのずと行政運営に対しても理解が深まってくると思う。

そのような信頼関係の中でこそ、住民参画・住民協働の町づくりが生まれてくるという事を常々話をしております。

今、職員数は行財政改革を推進している中で、減少していますが、反対に地方分権推進により、事務・事業増えております。

限度近くまで減員している状態で仕事をするに当たり、同じ課の中でも係の壁を越えて、職員同士で協力し、助け合って仕事を遂行していくことが大事であり、そのような職員を育成する為に管理職の役割は大きいと考えております。また、職員のモチベーションを高めるため、職員提案制度やチャレンジ制度を実施し、年功序列的な人事ではなく、やる気があり、一生懸命頑張っている職員が報われるような、公平な人事考課制度を築いていこうと考えております。また、議員ご指摘の目安箱を設置して意見を取り上げる事も一つの方法だとは思いますが、以前に設置して短期間で撤去した経緯もあります。

名前や住所を明記していない意見より、町政報告会や対話集会、またこれから設置する町づくり委員会等で堂々と意見や要望を述べて頂きたいと思っております。

その最大公約数的なものは、これまで同様行政運営に反映をさせていただきます。自治会要望も町民皆様の貴重なニーズと捉えて実現することに努力をしておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げ、その他のご質問に対しましては教育長をはじめ各担当課長より答弁をして参りますのでよろしくお願いを致します。

教育長（田尾 勝）

塩野議員の3点目「園児・児童の放課後の安心・安全の居場所をどのようにつくろうとしているのか。とりわけ、働く母親の子どもの放課後の居場所は」

と「子育てをする親のための対話集会を開いてはどうか」とのご質問にお答えします。

まず、「安全・安心の居場所」についてであります。塩野議員おっしゃるように、少子化や核家族の進行、就労形態の多様化、さらには地域の子育て機能・教育力の低下など子どもを取り巻く環境の変化を踏まえて、放課後、子どもが安全・安心して活動できる場の確保や子どもの健全育成を図ることが、求められています。

教育委員会としての考えは、放課後の居場所につきましては、平成14年から実施された完全学校週5日制の国・県の考えに基づき、当時も議論されましたが、学校・幼稚園そのものが受け皿ではなく、家庭や地域のなかで子どもの成長にどのような「場」を確保することが最良なのかを判断・選択していただくことが肝要であると捉えています。よって、基本的には、放課後は家庭に子どもを返すこととしております。

しかしながら、就労形態の多様化などにより、家庭での「場」の確保が難しくなっている現状も承知しております。

現在、児童については、ほぼ高学年ならば、午後4時頃までに下校を始めることとなります。低学年ならば、午後3時頃までに下校を始めることとなります。その後は保護者の判断で家庭において勉強したり、親戚のうちでゆっくりと休んだりする子ども、また家庭から通塾、習い事に通う子ども、地域のスポーツクラブ、合唱クラブなどの社会教育団体の活動に参加する子ども、あるいは所管が福祉保健課にはなりますが、預かる年齢、ほとんどが小学校3年生までであります。各地区にある児童館や一部の保育所、具体的には（豊原・多聞院・白方）などの保育所などで、「放課後児童クラブ」への参加など、放課後の過ごし方は現在多様となっております。

保護者の選択肢も多様ということになります。

一方、学校によって差異はありますが、放課後に保護者の了解を得て一定の時間帯は、運動場を開放して、その場で遊ぶことを認めている学校、放課後学習の場を教室のなかにつくっている学校、また、毎日ではありませんが、先生について行う居残り学習すること、また水泳や陸上の練習を行う学校などの活動の「場」があります。

こうした状況の中、最近の新たな取り組みとして、香川県放課後子どもプランにのっとり、県内でも、一部ではありますが、放課後子ども教室を実施しております。徐々に今現在広がりを見せておるようです。

安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民の方々との交流活動を行うことが目的で、教育活動推進員や教育活動サポーターを配置し、地域の方々の協力を得ながら、

子どもたちの学習や活動を支援し、安全管理を図っています。

多度津町においては、現在、白方地区公民館のみではありますが、「白方なかよし教室」という名称で行われています。

12名の児童が参加し、毎週木曜日の午後5時まで、地域の方々の助言や協力を得ながら、学習や活動を楽しく進めています。

今後は、町内小学校児童を対して、希望参加を原則にした「放課後子ども教室」の拡充を図るため、それぞれの学校と地域の特色を生かしつつ、地区公民館とも協力しながら、準備・計画を進めてまいりたいと考えております。

ちなみに、本年度長期休業中ではありますが、四箇地区公民館において、四箇小学校の4年・5年・6年生を対象に、学習会を開くべく、参加者を募っています。

このように次第に、安全・安心で子どもが活動できる「場」が増えつつあります。

次に、園児についてですが、年齢が低いため、保育することが中心となります。町内各幼稚園においては、放課後から午後5時までの間、在園児を対象に、預かり保育を実施しております。

昨年度から、すべての園で実施するようになっております。

月ごとに平均すれば、16名ほどの保護者が利用しております。

加えて、一時的に預かりを依頼される方が、各幼稚園で、3～4名ほどいると聞いております。

できる条件の範囲で保護者のニーズに応えていきたいと思っております。

次に、「子育てをする親のための対話集会」についてであります。現在10月もしくは11月あたりで6地区7箇所において、「町長との対話集会」を開催し、町行政全般についての意見交換会を行っていることはご承知のことと思っております。

議員質問の中にも、「女性の社会進出いわゆる働く女性の割合の増加」をあげておられるように、なかなか会合を開催しても参加者の固定化など、ともに働いている親の参加が厳しくなっているのではないのでしょうか。

本町としては、「町長との対話集会」に是非参加いただいて、積極的にご意見をいただけたらというように思います。

これからも、子育てを支援し、子どもの健全育成を図るために、よりよい選択の「場」を、関係各課・学校・園とも連携を図りつつ、また、地域の方々の協力を得ながら、拡充していきたいと考えております。

ご理解賜りますよう、お願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

総務課長（石原 光弘）

おはようございます。

塩野議員ご質問の 2 点目、「自主防災組織の立ち上げについて」お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、災害時において自分の身は自分たちで守るために、地域における自主防災組織設立の推進は、施政方針にも示したように、非常に重要な課題であると認識しております。

まず、本町における自主防災組織は、4 月以降、新たに 2 団体が設立され、現在は、13 団体、1,635 世帯となっております。

また、設立推進について、具体的にはどうするのかとのことですが、自主防災組織の設立主体は自治会になると思いますので、まず各自治会長宛に、自主防災組織設立の依頼文書を配布したいと思います。

その後、各自治会に出向き、設立の必要性、災害の発生予測、補助制度等を説明し設立をお願いして参りたいと考えております。

具体的に数値目標をもっているかとのことですが、町内地域において災害に対する考え方に温度差があるようで、設立状況をみてみますと、今までに、大雨や高潮による被害が発生したところ、南海トラフ地震による津波被害が想定される地域は設立が進んでいるようですが、大きな災害がなかった地域においては、設立議論は進んでいないように見受けられます。

しかしながら、地震による災害は、津波被害もさることながら、震度 6 強と想定される揺れによる家屋被害が大きく考えられますので、自助・共助の必要性を十分に説明し設立推進を図ってまいります。

現在、担当部門においては、災害対策基本法改正に伴う、指定緊急避難場所の見直し、防災行政無線整備に向けての基本計画作成等、精力的に防災対策を進めておりますことも、ご理解賜りますようお願い申し上げ、簡単ではありますが、塩野議員への答弁といたします。

議長（志村 忠昭）

以上で、塩野議員の一般質問に対する答弁は、町長、教育長、担当課長からありましたが、塩野議員、再質問がありましたらお受けいたします。

議員（塩野 拓二）

丁寧なご答弁ありがとうございました。

順番は変わりますが、2 番目の自主防災組織の結成の推進ですが、12 月に私が質問させていただいた時より、非常に前向きなご答弁になっていましてありがとうございます。

その中で、前回質問させていただいた時に予算と人的なものが課題というふうにおっしゃっていたのですが、いいような方向で説明を受けたのですが、そのらの改善というのはどうされたのかなという説明はなかった気がしますので、

そこのご答弁をお願いします。

3番目の子育て家庭支援については、前向きなご答弁でありました。

本当に高学年の仕事をしてらっしゃる親の方々は、対話集会にも出れないということがあって、本当に忙しい中ありますけども、そういった中でどうしても地域の方、ボランティアの方をお願いしなるとなかなか放課後の居場所づくりというのは厳しいと思います。

そういった中で、町の方だけではなくて、地域の方も連携していってもらえないといけないので、そういったところの部分のお気持ちの部分でのお願いということになってくるかと思しますので、今以上にどんどん進めていってほしいと思います。

国や県からの方針とか他市町の動向とかもあろうかと思しますが、ぜひ多度津町にしかないものといったものがあれば、非常に町民の方もお気持ちがすごくいいのかなと思しますので、これは要望です。お願い致します。

最後に1番目の職員の人材育成についてですが、町長のお答えのところ、一人ひとりご面談をされて職員の方の意見を聞いていると前々からお伺いしています。そういったことで住民目線に立ってサービスをしていかなとけないという、町を良くしていこうという意見なのですが、その町の中においてはそういう意見なんです。例えば他市町のいい人事考課制度をしているその町があったりしたらそこで勉強会をすとか、職員の方々に私が言っているように民間の意識を持ってするためにも、他社の同規模ぐらいの優良企業さんところの役職のある方がどういった形で従業員さんを指導されているとか、そういった外部的な意見交換とか勉強会とかおっしゃられた管理職が大事というのであれば他企業のずば抜けている管理職の方に意見を聞いたりとかいう意味の意見交換とか勉強会というのはされているのかなあというのがひとつ、前々から目安箱の部分で何べんも僕は言っているのですが、対話集会で言ってますけど、今教育長がおっしゃったように、忙しくて参加できない方もいらっしゃるということもありますし、誹謗中傷もありますけども対話集会であったりとか皆さんの前でというのは、手を挙げて、僕も今緊張して喋っているように皆さん緊張されていると思うのです。

そんな中で目安箱というのは簡単に入れられるんですけども、別に意見をさらっと流せばいいことで、悪いことでもいい意味でも含めてものすごく心がこもっていると思うんですけど。

そんな中で毎日毎日何百通も入るわけではないと思いますので、毎朝軽く新聞の広告を見る程度の感覚でさらっと見たら、その中にもひとついい意見があったり、本当に町民の切実な声っていうのがあるような気がしますし、実際丸亀も坂出も始めているということなので、少しでも試してみたら絶対にマイナス

にはならないと思いますけども、もう一回ご答弁よろしくお願いします。

総務課長（石原 光弘）

塩野議員の再質問にお答え致します。

前回の答弁から予算・人的にどのように改善されたかということがもれておりましたことにつきまして。

まず人的な話でございますが、この4月1日に行政係として係長が、庶務係長兼務しておりましたが、人事部局の計らいによりまして専属の行政係長ということで、人的には非常に助かった部分がございます。

頑張っている最中でございます。

予算についてでございますが、町単独費についてどのように配分するかということは別として、今年から県の補助事業に地域防災力強化事業というのがありまして、それについて補助がでますので、その予算を使いまして今年度消防団の整備の推進を計っていこうというひとつあります。

それと先程答弁でも申しましたが、防災行政無線については計画はなかったわけですが、26年度から国の方で緊急防災減債事業債がまた新たに5000億ずつ3ヵ年計画を予算化するという話が出まして、急遽町として防災行政無線の整備をするためにその予算を使ってやっっていこうと、そういうことで、単独費ではなくそういう有利な起債或いは補助を使って、防災力の向上に努めているということでございます。

以上簡単ですが、再質問の答弁といたします。

町長（丸尾 幸雄）

塩野議員の職員人材育成制度の中で、2点再質問頂きましたのでお答えをさせていただきます。

一つは、民間の企業とかそういうところとの勉強会ということですが、これも今検討しております。今は、商工会議所と私共職員ともこの間とも勉強会をしたところなんですけど、商工会議所と町とが連携を取りながら、これは就職活動とか町おこしとかいろいろな面で、民間の持っているノウハウとかそういうものを活用しようと思って今、商工会議所に働きかけをしているところでありまして、そういうことが段々と整ってくると、職員の一部企業の中におきましても、職員との交流ができるのではないかというふうに、そこまではいきたいなと思っていますが。

今は職員と管理職と商工会議所の評議員との方々とお話しをしたところです。

これからどんどんと広がっていこうと思っています。

ご理解いただきたいと思っています。

それともう一つ目安箱の件なんですけども、これは私どもの町は23,600人ぐ

らいです。

大きな市になりますと、やはり行政が目いき届かない場所、ところも多くあると思います。

そういうところに関しましては、目安箱のような方法も一理評価できるのではないかと思います。私どもの町の中で、今先程申しましたように対話集会、町政報告会、それから諸々のいろいろと住民の皆様方のご意見を頂く場は出来ていると思っています。

町政モニターも然り、それからいろんなところで頂いておりますので、やはり名前もご住所も言っていただいて、そして本当にご自分の意見を責任あるご意見として、受け止めて先程も申し上げましたけれども、その中で私どもも最大公約数的な意見は、町の行政に反映していきますので、そういう意味では意見を頂く方も、やはりきちんと名前も住所も言っていただいて、そしてそういう責任のある発言を望んでいるところです。

そういう中で、住民参画、または住民協働の町づくりという私どもと住民との間の信頼関係が生まれてくると思っておりますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

議長（志村 忠昭）

再質問に対する答弁は町長、担当課長からありましたが、塩野議員、再々質問がありましたら、お受けいたします。

議員（塩野 拓二）

ありがとうございました。

自主防災においては、お一人増えたみたいなので、これからもどんどん町民の危機意識を向上するようによろしくお願いします。

あと町長がおっしゃった1点、目安箱と人材育成についてですが、商工会議所の連携という事なので、早く意見交換の場ができるような場所をお作り頂きたいです。

あと目安箱については、ぜひともお願いをしたいのですけども。またもう1回質問します。

議長（志村 忠昭）

これをもって、2番塩野議員の質問は終わります。

次に11番、渡邊美喜子君。

議員（渡邊 美喜子）

おはようございます。11番、渡邊美喜子でございます。

一般質問させていただきます。

1点目は幼稚園、小学校、中学校の空調設備の設置についてであります。

空調設備の設置必要性は、夏の暑さの上昇傾向にあり、6月～9月の30度を超

える日数は増加しております。

例えば 2012 年、6 月の最高温度は 30.5 度、7 月は 35.5 度、8 月は 36.2 度、9 月は 34.2 度であります。

2013 年は、6 月の最高温度は 27.1 度、7 月は 35.1 度、8 月は 37.1 度、9 月は 32.2 度でございます。

近年の平均気温は体温を超える場合も珍しくありません。

猛暑による児童生徒の体調管理が心配される状況の中、保護者の方からも設置の要望が強まっています。

また子ども議会におきましても、生徒達から「暑くて勉強に集中ができない是非とも設置をしてほしい」など今までに 2 回ほど空調設備設置について一般質問があったと記憶しております。

香川県の小中の普通教室の教室の数は 3,573、空調設備の整った教室の数は 2,893 で 81.0%に達しています。

幼稚園は保育室が 518、設置の室数は 465 で 89.8%です。

また近隣の学校施設の空調設備の設置状況を調べて見ますと、善通寺市、観音寺市、丸亀市、三豊市、琴平町、綾川町、宇多津町、まんのう町は 100%設置していました。

高松市は 24 年度から 3 ヶ年計画で整備を進めています。

これまでに小学校 28 校、中学校 12 校の整備を終え、26 年には残りの小学校 15 校、中学校 6 校の整備を行い、29 年度には全ての小中学校での空調設備が完了予定でございます。

この様に殆どの学校が設置されております。

教育環境の学校施設に格差があっては許されない。

教育環境の整備は、次世代を担う子どもたちに夢や希望を育み、強い心と優しい心を養うためにも、よりよい学習環境づくりが大切だと考えます。

その上、学校は広域避難所でもあります。

多度津町も財政事情もあると思いますが交付金を活用して空調設備を実施する時期にきているのではないのでしょうか。

交付金の算定割合は 1/3 で対象工事費は下限額が 400 万円、上限額が 2 億円となっています。

そこで幼稚園、小学校、中学校の全教室への空調設備設置には、どのくらいの予算が必要なのでしょう。

また今後の町の方針や考えをお伺いします。

2 点目は今年の 12 月の定例会におきまして白方小学校の改築、(1 年生～5 年生の教室が老朽化のため耐震工事が不可) について一般質問をさせて頂きました。

ご答弁につきましては町長から「学校の耐震化は子どもの安全、命を守ることが喫緊の課題であり、改築方法を含めた費用対効果を町全体の財政動向を見極める中で早急に協議してまいります」と前向きな方向を示して頂きました。多くの町民の皆さんからは「子どもの命を守ることが最優先、本当に良かった」など大きな反響がありました。

一般質問から6カ月しか経過はしていませんが、喫緊の課題として今後の計画についてお伺い致します。

3点目は介護保険制度についてであります。

介護保険制度の見直しについて質問いたします。

①要支援1,2に対する予防給付のヘルパー（訪問介護）とデイサービス（通所介護）を市町村の地域支援事業と移行するとありますが、今までの介護予防との異なる点や今後の課題について。

②一定所得以上の人を対象にした自己負担額2割の導入となり、厚労省案では年金収入280万若しくは290万となっており、医療保険383万より低く設定されています。

その折の2割導入の数や又影響についてお伺いします。

③特別養護老人ホームの入所者要件は要介護3以上で、そうなると、要介護1,2の対応や影響についてお伺いします。

④介護難民対策について

⑤介護従事者の人材不足についてお伺い致します
以上であります。

よろしくお願い致します。

町長（丸尾 幸雄）

渡邊美喜子議員のご質問のうち、「白方小学校の改築について」お答えしてまいります。

本町の教育施設の耐震化につきましては、本年度で四箇幼稚園が終了予定ですので、改築中の多中を除いて耐震化が完了していないのが、白方小学校の教室棟のみとなっております。

白方小の改築につきましては、重点課題の一つとして協議し、関係各課による「改築検討委員会」を組織し、本年度において基本構想をまとめ、平成27年度実施設計、平成28年度工事着工、平成29年度旧校舎解体を目標に進めていきたいと考えておりますので、後日議会の皆様にもご相談申し上げるつもりです。また、喫緊の課題として、大地震に備えて、四つの小学校体育館の吊り天井撤去とそれに伴う天井整備の必要性が起きてきました。

白方小体育館の天井整備は豊原小と共に平成27年度に行いたいと考えております。

校舎建て替えとの同時着工は工事のスペースが確保が出来なくなり、子どもたちの安全を担保にすることが困難と考え、白方小の体育館工事の後に教室棟の改築を考えてまいりたいと思っております。

ご理解賜りますようお願いを申し上げ、その他のご質問に対しましては教育長を始め各担当課長より答弁をしてまいりますのでよろしくお願いを致します。

教育長（田尾 勝）

渡辺議員の1点目「幼稚園・小学校・中学校の空調設備の設置」についてのご質問にお答えします。

まず設置費用についてであります。中学校につきましては、本年度末に完成いたします新校舎において、完備いたしますので、幼稚園・小学校の全教室138教室に設置する場合の費用であります。近隣の学校におけるエアコン設置にかかる費用を参考にすると、おおよそ1教室あたりの費用が250万円ほどと仮定され、それをもとに試算すれば、約3億5千万円が必要となります。

また、今後の「町の方針・考え方」についてであります。先ほども答弁いたしました。幼稚園・小学校・中学校は災害時の住民の避難先ともなっていること、今新聞に大気汚染の原因の一つとして掲載されているPM2.5微小粒子状物質の児童・生徒への影響を考えるなか、教育課の重点施策の一つとして幼稚園・小学校・中学校の空調設備設置について考え、その結果、全園児が集え、また保健室的な役割も果たすことが考えられる幼稚園の遊戯室への設置を検討することになりました。

小学校については、先ほども申しましたように、予算との兼ね合い、また町内の小学校の教育環境における特徴も勘案しながら、従来からお話しさせていただいている児童の健康な体力づくりと快適な教育環境のあり方を真摯に探るなかで、検討してまいりたいと考えております。

なお、随時ご報告させていただきますので、ご理解とご協力を賜りますよう、お願い申しあげ答弁とさせていただきます。

福祉保健課長（山下 俊和）

おはようございます。

渡辺議員の「介護保険制度の見直し」について、お答えいたします。

平成25年12月5日に成立しました「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」により、平成26年度に介護保険制度見直しに必要な法律を国会に提出するため、厚生労働省社会保障審議会介護保険部会において、ご質問にありますような事項が現在、審議、検討をされている状況であります。

よってまだ、検討中で詳しい内容まで明らかになっておりませんので、分かる範囲でお答えをさせていただきます。

まず、介護認定の要支援 1, 2 の方に対する介護予防給付の訪問介護、及び通所介護の地域支援事業への移行による従来との違いと課題ということですが、訪問介護、及び通所介護だけのサービスを利用されている方にとっては、従来、作成していた地域包括支援センターのケアプランの形態が変わってくるものと思われる。

また、サービスの上限枠の基準がまだ明らかになっておりませんので、従来、受けていたサービス量が確保できるかどうか、その辺りが懸念されるところです。

保険者としては、費用の負担割合が明らかになっておりませんが、場合によっては一般会計の負担増が懸念されると思われる。

次に、一定所得以上の方に対する介護サービス利用料の 2 割負担の人数やその影響ですが、年金収入単身で 280 万、夫婦世帯で 359 万以上の案が現在示されております。

多度津町においては、本年 4 月時点で介護サービスを利用されている方が約 980 人、その内所得 160 万以上の方、これは年金収入でいいますと 280 万以上の方になりますが、130 人となっております。

率にすると約 13%となります。

また、影響として、当然利用料が 2 倍になるということですが、利用料上限額に達している方は、高額介護サービスの基準が、37,200 円から 44,400 円の案が示されておりますので、月に 7,200 円の増になると考えられます。

次に、特別養護老人ホームの入所要件が要介護 1 以上から、3 以上になることについては、現在、入所している方は経過措置として継続入所が認められていることが考えられており、また、要介護 1・2 であっても、やむを得ない事情により、特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、市町村の適切な関与の下、特例的に入所を認めることが検討されており、これらが実施をされれば、入所要件の変更の影響は小さいと考えております。

次に、介護難民対策ということですが、今回の制度見直しの中で、地域包括支援センターの機能強化ということが検討をされており、地域包括支援センターの相談事業を更に充実させることにより、支援を必要とする高齢者に対し介護サービスへ繋げていきたいと考えております。

また、特別養護老人ホーム入所の待機者については、施設への申し込み数から重複申し込み数や必要度を考慮した最終的な人数は、現在、約 20 名と推計しております。

現在、町の被保険者の内 119 人の方が町内及び町外の特別養護老人ホームに入所をされておりますが、町内の特別養護老人ホームは現在 130 床あります。建替中であります桃陵苑は、竣工後 10 床増床の予定であります。

これらの状況や平成 24 年度から 25 年度にかけて竣工した町内のサービス付き高齢者向け住宅 52 床を踏まえ、特別養護老人ホームの今後の在り方は、現在、策定中の第 6 次介護保険事業計画の中で検討して参りたいと考えております。次に、介護従事者の人材不足の対策、この点については町レベルだけで考えることはできません。

厚生労働省 社会保障審議会 介護保険部会の中で、そのことが検討されており、国は、介護報酬改定を通じた処遇改善の取組の推進、法人の枠を超えた人事交流の推進などのステップアップを促すキャリアパス制度の確立に向けた取組の推進を図り、都道府県は、介護保険事業支援計画を活用しつつ、人材確保に向けた様々な取組の推進を図り、市町村は、必要性が高まる生活支援サービスの担い手を育成・確保するとともに研修を実施することが求められております。

そういった点から、町としては、市町村の役割を果たすことにより、介護従事者の人材不足の対策としたいと考えております。

以上、よろしくご理解いただきますようお願い申し上げ、渡辺議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（志村 忠昭）

以上で、渡邊議員の一般質問に対する答弁は、町長、教育長、担当課長からありましたが、渡邊議員、再質問があればお受けいたします。

議員（渡邊 美喜子）

詳細なご答弁、本当にありがとうございます。

白方小学校の改築に向けての本当に何年には何をする、着工は何年度にするということで、皆さん地域全体で期待しているというよりも、多度津町全部で子ども達を守るといふ部分で期待しておりますので、本当に有難いと思っております。

それからエアコンにつきましては、実はですね、以前に署名運動もされたと聞いておりますし、最近になって特に保護者の方から要望が多くあります。

そういう部分で今回、財政は大変中学校、それから消防もしている上に白方小学校の改築となったら、大変だという部分も全て分かっているんですけども、要望として、子ども達の健康状態、以前とはだいぶ温度も違いますので、そういう部分も含めて今回は質問をさせていただいたのです。

急に何もかもするのは大変だと思います。

例えば 3 ヶ年計画とか、そういう部分も含めてしていけばいいのではないかなというふうに思ったりもしました。

今のご答弁の中で 138 教室ですか、そして 250 万ということで 3 億 5,000 万、それと交付金という部分で今ざっと計算したんですけど、約 2 億円掛かるとい

う計算にアバウトなのですが、なろうかと思えます。

なかなか大変だと思えますが、何年計画ということでしたら、特に中学校がエアコンがつく、低学年、幼稚園、小学校の年齢的にも体力的にもまだ中学生よりは低下という部分がありますので、そういう部分も含めて幼稚園からお遊戯室と話もできていますが、徐々にしていって頂きたいなという、これ要望というより何カ年計画とかそういう部分にはならないのでしょうか。

再質問であります。

それから、介護保険なんですけども、まだ決まってないような状況の中で詳しく答弁して頂きました。

有難く思っております。

そこで多度津町の高齢化も進みますので、そういう点を含みまして、よく住民の皆様から相談があります。

要望というより、介護保険とかそういう部分については、相談があります。

そして地域包括支援センターの中に相談室を設けて頂きました。

あれはすごく良かったな、プライバシーもしっかり守られていますので、良かったなと思えますし、また地域包括支援センター、本当によく電話を入れるんですけども、即現場の方へ行って頂いて、何日といううちに的確に支持して頂いてるという部分に関しまして、有難く思っておりますので、また、今後ともよろしくお願ひしたいと思えます。

終わります。

1点目の方、よろしくお願ひ致します。

教育長（田尾 勝）

渡邊議員の再質問で、エアコン設置について計画的な配置するための計画というのですか、そういうのを設定したらどうかというご提案があったんですけども、今現在は検討はまだしていません。

また予算等の問題とかいうことも考えていかなければならないし、またこの後、なかには出ていなかったんですけども、小学校の大型改修とかそういう事も間近に迫ってきているのではないかと私は思っていますので、そういう事も含めて検討していかなければならないというのが一つです。

それともう1点ですけど、子どもの健康という、もう一方では渡邊議員さんが書かれているように気温が高くなっているということがあられるわけで、学校の在り方で、その為は今現在は日本の夏は暑いわけで、今現在は夏休みを7月の下旬から8月にしたりして、暑さを凌ぐために仕組みはすでにあるわけで、その辺りももしかすれば検討のことにも素材にもなるのかなというように思っています。

ソフト面でも考えていかなければならないことがあるのではないかなという

ふうに思います。

以上、これからどうするという事はまだこの段階では言えませんけれども、考えを述べさせていただきました。

以上です。

町長（丸尾 幸雄）

渡邊美喜子議員のエアコンの設置について、今田尾教育長が十分ご説明を致しましたけども、少し補足の説明をさせて頂きたいと思います。

今渡邊議員の方から3年計画とかそういうことで策定できないかということがありましたが、まず私どもは今喫緊にやらなければいけないことがあります。それは耐震補強工事、白方小学校の学習棟も含めた耐震補強工事、それから先程も申しました吊り天井の撤去と天井の整備、これは子ども達の命にかかわることになりますので、まずこの命にかかわることを除いていくこと、そういう施設を完成していくこと、これがまず第1番だと考えておりますので、その後

に今議員さんがおっしゃったようなことも検討させて頂きたいと思います。今田尾教育長が申しあげましたように、今のこの時点では、ご返答できないのが現状でありますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（志村 忠昭）

再質問に対する答弁は、終わりましたが、渡邊議員、再々質問があればお受けいたします。

議員（渡邊 美喜子）

ありがとうございます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、11番渡邊議員の質問を終わります。

ここで休憩に入ります。

15分ほど休憩致しますので、10時55分再開といたします。

休憩 10時41分

再開 10時56分

議長（志村 忠昭）

それでは、休憩前に引き続いて会議を再開いたします。

次に、7番小川保君。

議員（小川 保）

失礼します。7番小川保です。

本日は大枠で2点、「人口減少問題について」これが一つ、二つ目は「第六次総合計画の策定と女性職員の登用について」お伺い致します。

先ず、「人口減少問題について」。

先月5月の地元新聞の記事で、県内の市・町別の20歳から39歳までの女性の将来推計人口が話題となっておりました。

地方から大都市への人口流出、これが現在のペースで続けば、2010年を起点として30年後、つまり2040年には県下8市9町の17市町のうち9市町の女性人口が、現在の半数以下になるという非常にショッキングな報告でありました。この9市町の中には本町は辛うじて含まれておりませんが、それでも約41%の減少になるとされており、非常に深刻な問題であると考えます。

出生率を同じとしても、2040年に於ける本町の人口は他の市町と同じく、加速度的に減少すると予測されます。

この推計は、有識者らでつくる「日本創成会議」が発表したもので、あくまで推計の域を出ないものであるという事ですが、将来、人口が1万人を切る自治体が多いと指摘されており、社会保障や公共交通、学校の維持などができなくなり、単独での自治体運営が難しくなると考えられます。

また、近い将来に取り沙汰されている小中一貫教育として学校運営も、人口減少問題に関連して、新たな総合計画に、議論すべき項目にもなるとかように存じます。

この人口問題では、推計に対する県内各市町の反応も掲載されており、どこも非常に深刻にこの試算を受け止めておりました。

が、多度津町だけは、「どちらでもない」との回答でありました。

どういう状況で回答されたのかは分かりませんが、あまりにも危機感がなさすぎるように感じられました。

人口減少はよく話題にされている事であり、特効薬的な対策が難しい事は重々承知しております。

が、しかし今回の記事の調査の時、何かあったのでしょうか、いささか違和感があります。

そこで町長および担当課長に改めておたずねします。

今回の人口減少に関する推計をどのように捉えておられたのか。

地元新聞への回答はなぜあのようなになったのか。

これからの多度津町の動向をどのように考えておられるのか。

また、新たな総合計画に此の人口問題を踏まえ、学校運営などどう捉え計画するのか。

2点目は、「第6次総合計画の策定と女性職員の登用について」であります。

今年度から新たな多度津町の総合計画の策定に取り掛かるとの事でありましたが、従来からの項目を焼き直した、形だけの計画となるのではなく、町民の意見を反映した中身のあるものにするというように伺っております。

今、日本は、多度津町は人口減少、高齢化など、未曾有の問題点が懸念されております。

これは正しく全町民と共に考えていかなければならない、困難な事柄であります。

そこで今、計画されている「まちづくり委員会」の内容についてお伺い致します。

町民からの意見を聞くために各外部組織から委員の募集をしたり、また一般からもワークショップチームのメンバーなどを公募する事など多様に検討をしているようではありますが、さてチーム造りに於いて肝心な事は、人数を寄せて頭数だけを揃えればよいということでは決してありません。

むしろ、5～7名程度の少人数でワークショップを展開する、この方が議論しやすく選り建設的な前広な意見が出易いということです。

これは様々な改善活動などご承知のとおりであると存じます。

そこでその体制など、実施しようとしている内容などをご説明頂けたらと存じます。

また、「女性職員の登用」についても総合計画に関連してお伺いします。

安倍内閣が掲げている持続的な日本の経済成長につなげるための「成長戦略」では、女性が輝く日本をつくる。其のための政策が掲げられております。

今後の人口減少社会においては、女性が活躍できる、社会の実現を図っていかうとするものであって、具体的な政策としては、三つございます。

「待機児童の解消」、「職場復帰・再就職の支援」、三つ目は「女性の役員・管理職の増加」などであります。

このうち3点目の「女性の役員・管理職の増加」については、政府目標として、指導的地位に占める女性の割合を、2020年までに30%程度に設定しており、全上場企業に対しては、役員に占める女性の割合を有価証券報告書に開示するよう義務付けされるなど、積極的に進めていく方針のようであります。

本町に於いては、各年齢層における女性職員の分布が偏っているなど、なかなかやっかいな問題だろうと聞いております。

しかし新しい総合計画などを立案する中では女性職員の積極的な参画が必要だと感じております。

今から計画をして、育て登用することを積極的に進めればきっと重要な戦力になると確信致します。

今回の総合計画での委員会活動などは良いチャンスであります。

きっと、本町を支えていく優秀な職員に育っていく事でしょう。

性別などを問わず登用する事は、組織の活性化にも大きな影響を与えるものと考えます。

また併せて、新しい総合計画、其の物にも女性の登用を、きちんと明記し、着々と実行していく事が肝要かと考えます。

そこで質問です。

本町行政職員における女性の管理職への任用比率はどのようになっているのでしょうか。

また、今後の女性職員の登用についてどのように考えているのでしょうか。

以上、大枠で2点について質問致しました。

ご回答、宜しくお願い致します。ありがとうございました。

町長（丸尾 幸雄）

小川保議員のご質問のうち、「人口減少問題について」お答えをしてみたいです。

私が町長に就任させていただいた当初から、少子高齢化の進展による人口減少問題は大きな課題として取り上げておりました。

多度津町の子ども達が進学や就職で一時は地元を離れても、いずれは帰ってきて、自分の家族や親と暮らしてほしい。

その為には、子ども達に多度津町の歴史、文化、伝統を学んでもらって、町に対する誇りと愛着を持って欲しい。

そして帰ってくる子ども達のために今、私たちがやらなければならないのは、雇用の確保、結婚機会の提供だと考えております。

また、町の特産物である、農産物、海産物の6次産業化を進めることで、雇用の増大をはかることも必要であり、商業、農業、工業、漁業の融合を図り、町を活性化していくことによって、子ども達が帰ってくる土壌作りを図っていくことが必須だと考えております。

加えて、町外からの移住、定住人口の拡大にもつながると考えております。

日本創生会議が、警鐘を鳴らした事は少子化の進展と都会への一極集中による20代、30代の女性の減少傾向がこれから著しくなり、地方行政の崩壊を招く恐れが大きいとの発表でした。

私どもが多度津の子ども達に帰ってきてもらって町の発展に寄与してもらわないと、行政運営に支障をきたす事になるのではないかという考えと同じことだと思いますので、この警鐘を鳴らしてもらったことで町民皆様に大きな危機感を再認識頂けたのであれば、これからの施策にご助力頂けると思っております。多度津中学校を卒業する子ども達は毎年約200名程おります。

女性だけではなく、多度津町の財産である子ども達をいかにリターンさせるかが、今後の大きな命題だと捉えております。

ご理解賜りますようお願いを申し上げ、その他の質問に対しましては各担当課長より答弁をして参りますのでよろしくお願いを致します。

政策企画課長（岡部 登）

小川議員の「人口減少問題について」のご質問に対し、答弁をさせていただきます。

議員ご指摘の日本創成会議の推計は、平成26年5月9日の新聞に掲載され、その翌日、5月10日の新聞にその推計に関する県内市町の反応が掲載されました。その中で多度津町は試算の受け止め方について「どちらでもない」と掲載されていましたが、これは、「人口減少問題について深刻に考えていない」のではなく、アンケートの設問内容が、「日本創成会議が発表した人口試算をどう受け止めますか」であり、その回答の選択肢が「非常に深刻に受け止めている」「やや深刻に受け止めている」「どちらでもない」「さほど深刻に受け止めていない」「まったく深刻に受け止めていない」でありましたので、「多度津町は以前から人口減少問題を真剣に考えており、そのために様々な施策を実施し、少しでも人口減少を食い止めようとして取り組んでおり、人口減少問題は既に重要課題として認識しているので、今回の「日本創成会議」の試算も、それを示している多くの指標のうちの一つとして捉えるべきである」と考えました。さらに、「同様の試算として、昨年発表された「人口問題研究所」の試算では、20～30代の女性の減少率が33.5%であったのに対し、今回それが41.1%に上がっている要因として、今回の試算方法の特徴である、「人口移動が収束しない」としたことの理由が新聞からでは十分に判りませんでしたので、この試算について、回答の中から選ぶとすれば「どちらでもない」になる」と考えました。

また、次の設問では「対策を強化・充実させる必要性を感じていますか？」とありましたので、現在も対策は行っていますが、将来は当然、今以上に強化・充実させる必要性が増すことが考えられますので、「やや必要性を感じている」を選びました。

次に、アンケートには「地方崩壊の可能性をどう受け止めますか」とあり、その回答として「非常に現実味がある」「やや現実味がある」「どちらでもない」「やや現実味はない」「まったく現実味はない」の中から、これについても先程と同様に、今回の試算方法の特徴である、「人口移動が収束しない」としたことの理由が新聞からでは十分に判りませんでしたので、「地方崩壊の可能性もこの試算結果からだけでは判断できない」ということから「どちらでもない」を選びました。

最後に、「地方自治体単位での取り組みには限界がある」との指摘についてどう思うか」でありましたが、以前から「地方自治体だけでの取り組みには無理がある」と考えていましたが、逆に、地方自治体として「やるべきことをやり切った訳ではない」とも考え努力してまいりましたので、「限界があるとやや感じている」を選びました。

次に、総合計画の中で人口問題を学校運営の在り方としてどう捉えるかですが、安全で快適な教育環境を整えることは、魅力的な街づくりにも寄与しますし、その地域の求心力にもなると考えております。政府の教育再生実行会議が小中一貫校の制度化について検討しているようですが、多度津町といたしましては、老朽化した施設の対策や、耐震化、バリアフリー化など、山積する問題の解決に向け、また、将来を担う子ども達が、確かな学力と生きる力、豊かな心を育み、たくましい人間として成長していくことが出来るよう、第6次総合計画の中でも重要課題の一つとして引き続き、取り組んでまいります。

人口減少問題はこれからも様々な議論が重ねられると思いますが、この試算につきましては、多度津町として、このままの状態が30年間続けばこうなる可能性がある、との指摘として真摯に受け止め、より魅力ある町づくりを目指し、この試算結果のようにならないようにするために、また、このような試算結果が出ないような町にするために、国や県とも力を合わせ、全員で真剣に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、小川議員の「人口減少問題について」のご質問に対する答弁とさせていただきます。

続きまして「第6次総合計画の策定と女性職員の登用について」のご質問に対し、答弁をさせていただきます。

総合計画の策定に関しまして、まちづくり委員会につきましては、現行の第5次総合計画策定時には、推薦、公募により選出された、21名の委員により組織され、主要施策の再編等、基本構想についての提言をいただきました。

第6次総合計画策定におきましても、各分野における住民の代表者20名程度により構成されるまちづくり委員会を設置し、多様な意見を基本構想に取入れたいと考えています。

前回のまちづくり委員会から発展させる点といたしましては、先ず1点目として、委員会の中に3つの部会を置き、委員の担当分野を明確にして、より具体的な提言につながる体制を構築します。2点目は、各部会が分野別にまちづくり座談会を開催し、そこに住民から公募した座員と、町の担当職員が参加します。

座談会はワークショップ形式で行い、それぞれが所属する9つの行政分野ごとに開催いたします。また、まちづくり委員会は、3つの分野をまとめた部会と委員会併せて6回ほど議論の場を設けます。それぞれ、ファシリテーターの進行により活発な議論を引出し、そこで出た意見を、担当するまちづくり委員が委員会に持ち帰って、提言に反映していただく予定にしています。

ワークショップの人数等につきましては、公募座員の人数にもよりますが、ご指摘いただいたとおり、なるべく少人数での実施を心がけます。

また、女性を積極的に登用し、女性目線での提言も数多く取り入れてまいりたいと考えております。

現行の総合計画は10年間でしたが、今回は8年間になり、よりきめ細かく、時代に即したものとして求められることとなりますので、まちづくり委員会が形だけではなく充実した議論の場となるように配慮し、多くの方の英知を結集して、作り上げてまいりたいと考えております。

最後にこの場をお借りして、議員皆様には、総合計画に関しまして、この策定期間を含め様々なご協力をいただくことになろうかとは存じますが、ご理解を賜りますよう併せてお願い申し上げます。

以上で、小川議員の「第6次総合計画の策定と女性職員の登用について」のご質問に対する政策企画課からの答弁とさせていただきます。

町長公室長（高嶋 好弘）

小川議員のご質問の第2点目、第6次総合計画の策定と女性職員の登用についてのうち、女性職員の登用についてお答えいたします。

本町の一般行政職員における女性の管理職への任用比率は、どのようになっているのかでございますが、今年4月1日現在、本町の職員数は、194名で、うち男性職員が131名で女性職員は63名です。管理職については、16名でそのうち、女性職員が1名で6%となっており、課長補佐級は、26名でそのうち、女性職員が7名で、ほぼ専門職が占めており27%となっています。この年齢層については、当時の一般行政職員採用が極端に女性職員の採用が少なかった状況でもありました。

次に、今後の女性職員の登用につきましては、平成2年度以降は一般行政職員の採用に占める女性職員の割合も増加しております。今後は、男女共同参画社会への対応も考慮し、優秀な女性職員については、幹部職員として登用してまいりたいと考えています。

また、先般の新聞報道にもありましたが、現在、国が目指している女性の幹部登用についての目標設定、自主行動計画の策定なども注視しながら、本町におきましても、職員研修の充実や目標設定シートによる職員の意識改革、さらには、効果的な人事考課制度の検討などに取り組み、男性女性を問わず、職員の人材育成に努めてまいります。

また、本町は、香川県下でも他の市町と比較して、職員の平均年齢が若く、子育て中の職員も多いので、職務と家庭との調和の面からも、働きやすい職場環境での醸成にも努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（志村 忠昭）

以上で、小川議員の一般質問に対する答弁は、町長、各担当課長からありま

したが、小川議員、再質問があればお受けいたします。

議員（小川 保）

ありがとうございます。

再質問ではなくて、要望としてお話をさせてください。

概ね回答については頂きました。

私の質問に対する回答というのは、ある程度の感覚で頂いたというふうに私も十分受け止めております。

ただその考えが私の考えと合っているかどうかというのはまた別の問題でありまして、これをこの議場で議論をしようとするれば、非常に時間的に制限があると、また今現在の質問のスタイルが一括で質問し、一括で回答頂くという事で、なかなか深く質問回答頂くという、所謂議論が活性化なされないというふうに私は常々考えております。

せっかくですので、これは要望として聞いておいてください。

一問一答方式について今後ぜひご検討いただく、もちろんこれは議場の問題ですから、議会が率先して決めていくということであろうかと思いますが、行政の皆さん方のご協力がないと、これは進められませんので、ぜひこれは要望として、議長にもよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。ありがとうございました。

議長（志村 忠昭）

これをもって、7番、小川議員の質問を終わります。

次に、6番、村岡清邦君。

議員（村岡 清邦）

6番、村岡清邦です。

私は、「特別支援学校卒業後の就労系サービスについて」、二つ目に「住宅用太陽光発電設置補助金の拡充について」質問いたします。

はじめに、「特別支援学校卒業後の就労系サービスについて」質問を致します。平成24年6月2日成立した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」いわゆる障害者総合支援法については、平成26年4月より改正となった事柄も数々あり、日常生活や社会生活について、少しずつ改善されてきています。

今回の改正は、障害者程度区分の表現から、障害者の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す障害者支援区分に改めることや、重度訪問介護の対象拡大、共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化についての事柄が主な内容と受け止めております。

特別支援学校に通うお子さんのいらっしゃる家庭では、卒業後の進路もお考え

のことと思います。

さて、特別支援学校卒業者などの就労系障害者福祉サービスの利用については、まずは、就労移行支援事業を利用し、一般就労が可能かどうか見極めたうえで、困難と認められる場合に就労継続支援型事業を利用することが原則であり、今後は、就労移行支援事業所に加えて、障害者就業・生活支援センターなどを活用したアセスメントの体制整備を図る予定となっているものです。

平成 24 年度末までは、一般就労や就労継続支援 A 型事業所による雇用の場が乏しい又は就労移行事業所が少なく、利用することが困難と市町村が判断した者でありました。

また、平成 25 年度から平成 26 年度末までは、一般就労や就労継続支援 A 型事業所による雇用の場が乏しい又は就労移行支援事業者が少ない地域において、協議会等からの意見を徴すること等により、一般就労への移行等が困難と市町村が判断した者とあります。

このことを整理しますと、就労継続支援 B 型の対象者は、「原則の対象者である就労経験があつて一般就労が困難な者」、二つ目には、「就労移行支援事業を利用した結果、B 型が適当と判断された者」、「一定年齢に達している者」、「協議会からの意見を徴することにより市町村が判断した者」が経過措置として設けられています。

この経過措置は、平成 27 年 3 月 31 日までとなっています。

この経過措置期間も延長されてきた経過は、24 年或いは 25 年、26 年と先ほどお示した内容です。

こうした規定を読みますと、経過期間が過ぎれば、特別支援学校を卒業する者は、一度どこかの事業所に就労した後でなければ、B 型事業所には就労できないことになるのではないかと推測されます。

卒業後、即 B 型事業所の就労を希望してもかなわないこととなります。

そこで、お尋ねいたします。

一、就労移行支援を利用するための事業所は、近隣にありますか。また、就労継続支援 A 型事業所はありますか。

一、就労継続支援 B 型事業の対象者にかかる経過措置については、延長されるのでしょうか。

一、経過措置が平成 27 年 3 月 31 日の延長がないのであれば、特別支援学校卒業者の就労系サービスについて、どのように検討が進められているのでしょうか。

次に、「住宅用太陽光発電システム設置補助金の拡充について」お尋ねを致します。

2011 年 3 月の東日本大震災による福島原子力発電所の事故以後、自然エネルギー

一の活用、関心が高まってきました。

こうした中、本町においては、いち早く、多度津山開発用地の有効活用も考慮し、民間業者との土地賃貸契約を結び、業者による太陽光パネル設置がなされました。

その結果、本町は土地賃貸契約による土地使用料収入が入ることとなりました。平成 26 年 4 月からは、消費税が 5%から 8%に引き上げられ、住宅の駆け込み建設もあったことと思いますが、住宅用太陽光発電への関心度は高いものがあると感じています。

本町の補助金は、1KW当たり 3.5 万円（7 万円を限度）の取り扱いであり、平成 26 年度当初予算は、4,550 千円が計上されています。

私の勘違いかもしれませんが、従前は予算計上額を超えると、打ち切りとなるといった説明があったように聞いたこともありました。

26 年度においては、予算を超えることとなっても、追加補正による対応がなされると期待をいたしております。

本町は、「環境のまち」宣言をし、常日頃より、その取り組みも推し進めておられます。

自然エネルギーとりわけ、太陽光発電システムによる、各家庭への設置は「環境のまち多度津」をアピールする絶好のアドバルーンといえます。

また、太陽光パネル設置者をお願いをして、屋根の一部、瓦 9 枚程度になるかどうかと思いますが、カラー塗装を施し、多度津山から見れば、星座模様が見えるようにしては、とも思ったりもします。

人はそれぞれ見方によって変わりますが、方位は別にして、あれは北極星ではないでしょうか、あれが北斗七星に見えるな、時には、あれはお母さんの顔のようによく見えるな、そんな思い、それぞれ想像を馳せる事ができると思います。

「昼間も星座の見える町」として、多度津をアピールできると思います。

そこでお伺い致します。

この土地賃貸料収入の一部を活用し、太陽光発電システム設置補助の拡充を図ってはどうか。

一、平成 25 年度に助成した設置補助金の件数、金額についてお伺いします。

一、今後において、補助限度額の引き上げや件数の拡大についてどのようにお考えでしょうか。

一、「昼間も星座の見えるまち」はどうか

以上、2 点の質問を致します。

町長（丸尾 幸雄）

村岡清邦議員のご質問のうち、「特別支援学校卒業後の就労系サービスにつ

いて」包括的な考えを述べさせていただきます。

障害を持つ人達の将来の事を考えて、暖かく見守っていく事は非常に大切な事であり、どのようにして幸福な生活と就労を確保するかは、大きな命題だと捉えております。

現在はもとより、保護者がいなくなった後の生活にも不安を取り除き、お互いに助け合って、長生きして頂けるよう、終の棲家として新たな施設の建設や場所を見つける事が、今後の生活設計には、必須条件だと考えております。

特別支援学校卒業後の子ども達の処遇改善を図りながら、障害を持つ人達が何の不自由もなく普通に暮らせる社会構築を目指していかなければならないと考えております。

ご理解賜りまして、ご質問につきましての答弁は各担当課長よりお答えして参りますのでよろしくお願いを致します。

福祉保健課長（山下 俊和）

村岡議員の「特別支援学校卒業後の就労系サービス」について、お答えいたします。

障害者の方に対する就労系サービスについては、平成18年の障害者自立支援法が施行される以前は、通所作業所や障害者授産施設という形で提供をされておりましたが、障害者自立支援法が施行された後は、就労継続支援A型、及びB型というサービスに替わり、また、障害者自立支援法が障害者総合支援法に改正され、経過措置を経て、平成27年4月からは就労継続支援B型は、就労移行支援事業所のアセスメントを経て、サービスを受けるようになると思われまます。そこで、ご質問の一点目、近隣の就労移行支援事業所は、丸亀市に「ふじみ園だいち」、「三愛」、「とまと園」、「野の花」の4ヶ所、坂出市に「わかたけ」、「アルシオーネ」の2ヶ所があります。

また、近隣の就労継続支援A型の事業所は、丸亀市に「のうさぎ」の1ヶ所、坂出市に「わかたけ」、「かけはし」、「楽笑」の3ヶ所があります。

ご質問の二点目、就労継続支援B型の対象者に対する経過措置については、平成27年3月末までとなっており、その後の延長の予定は無いものと思われまます。

ご質問の三点目、経過措置終了後の特別支援学校卒業者等の就労系サービスについては、現在、県内でその手続きの統一ができるよう協議をしているところですが、特別支援学校在学中に、これは高等部3年の夏季休暇期間を想定しておりますが、その期間中に、就労移行支援事業所において、一定期間の実習を行い、就労移行支援アセスメントを作成し本人の適正を確認した上で、就労継続支援B型の利用が適切かどうかの判断をするようになると思われまます。

以上、よろしくご理解いただきますようお願い申し上げ、村岡議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

環境課長（中野 弘之）

村岡議員ご質問 2 点目の「住宅用太陽光発電システム設置補助金の拡充について」お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、多度津町は平成 12 年に「環境のまち宣言」を行い、自然エネルギーの活用による CO2 削減として県内でもいち早く、平成 16 年度より住宅用太陽光発電システム設置事業補助金を交付して、地球温暖化防止対策に取り組んでまいりました。

その結果、平成 25 年度末におきまして累計で 285 基が設置され、1262 k W の発電が行なわれております。

まだまだ少ない状況だと感じております。

次に、補助金の交付につきましては平成 24 年度は、1 キロワット当たり 4 万円で上限額 8 万円の補助金で 50 基分の 400 万円を予算化しておりましたが、8 月下旬には予算額に達し打ち切りとなりました。

その為、平成 25 年度におきましては、消費税の引き上げ前の駆け込みの需要を考慮して、打ち切りが出ないよう 70 基に増やし補助金の上限額を 7 万円に減額して 490 万円を予算化し、結果的には 67 基の申請があり 469 万円の交付となっております。今年度は、昨年状況をふまえ補助金は 7 万円は据え置き、65 基分の 455 万円を計上させていただいております。

尚、県におきましても昨年と同様 1 キロワット 2 万円の上限額 8 万円の補助がでるとの事ですので、町としても申請の打ち切りが出ない様努めてまいりたいと考えております。

また、補助金限度額の引き上げ等につきましては、今後消費税が 10% になる時点で県の動向や補助件数等を鑑みながら、財政当局と協議して参りたいと考えております。

最後に「昼間も星座が見えるまち」については、大変興味深い夢のあるお話だと思いますが、町全体での構想ですので町民皆様のご理解を得る必要があると考えております。

又、今後の課題だと思っておりますのでご理解賜ります様よろしくお願い申し上げます。村岡議員への答弁とさせていただきます。

議長（志村 忠昭）

以上で、村岡議員の一般質問に対する答弁は、町長、各担当課長からありましたが、村岡議員、再質問があればお受けいたします。

議員（村岡 清邦）

ご丁寧な答弁、誠にありがとうございました。

最初の就労系サービスの部分につきましては、今後十分な情報が入り次第、適切な周知を是非ともよろしくお願いを致したいと思います。

後の太陽光発電の部分につきましては、打ち切りのないように、是非ともご努力を頂くことをお願い申し上げて、質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（志村 忠昭）

これをもって、6番、村岡議員の質問を終わります。

次に、4番、村井保夫君。

議員（村井 保夫）

4番、村井保夫。

質問は、2つあります。

まず1点目といたしまして、今年度から、行財政改革の一環として可燃ゴミの一部ごみ収集業務について民開委託となりました。

その中で、ゴミ収集車の4車から3車への減車で一部地域での集積業務が午後に変更となった地域もあります。

我が白方地区も午後の回収となりましたが、自治会員に対しての説明をしてご理解、ご協力を得たと思っておりますが、その他の自治会からの苦情はどうなっているのでしょうか。

また最近は各自治会に入会しない家庭が多くあると聞きましたが、可燃ゴミ収集に対して何か対策は取られているのでしょうか。

また先日の自治連合会の総会において、小自治会の資源ゴミ回収についての質問、要望がありましたが、今後は民営化を図ったのですから、リサイクルセンターで、月に1回の日曜日の午前中だけでも受け入れは出来ないものなのでしょうか、お答えをお願いします。

2点目は、3月議会でもお聞きしましたが、今年度より新しく始まった農地中間管理機構は現在どの位まで進んでいるのでしょうか。

町広報とか農協のきらりなどでの周知がまだ行われていないと思われませんがどうでしょうか。

その中で説明資料では、1. 地域内の分散し錯綜した農地利用を整理し担い手ごとに集約化する必要がある場合や、耕作放棄地等について、農地中間管理機構が借り受け、2. 農地中間管理機構は、必要な場合には、基盤整備等の条件整備を行い、担い手（法人経営・大規模家族経営・集落営農・企業）がまとまりのある形で農地を利用できるよう配慮して、貸付け、3. 農地中間管理機構は、当該農地としての管理、4. 農地中間管理機構は、その業務の一部を市町村等に委託し、農地中間管理機構を中心とする関係者の総力で農地集積又は耕作放棄地解消を推進、とありますが、基盤整備等の条件整備に必要な最低限の面積をお聞かせください。

又機構が借り受け、保全管理する農地として、借り受希望者がいない場合は、滞留防止の観点から、機構は農地を借り受ない。

ただし、市町村またはJA等に借り受者の掘起し意向があれば（以下の例として）機構が農地を借り受け保全管理、これは、農地中間管理機構支援事業により保全管理ということです。

また、就農希望者が研修後、就農予定の場合、担い手が新規雇用により規模拡

大予定の場合等ありますが、農地の借り受契約が出来ない場合もあると書いてありますが、これで本当に耕作放棄地対策になるのでしょうか。

お聞かせください。

以上です。

町長（丸尾 幸雄）

村井保夫議員のご質問のうち「ゴミの収集業務について」お答えをしております。

ごみの収集業に関しましては、今年度から行財政改革の一環として可燃ごみの収集と資源ごみの一部の収集は外部委託となりました。

現在、その他の資源や不燃、粗大ごみに関しては、町現業職員が回収に伺っておりますが、いずれは、民間委託に移行していこうと考えております。

村井保夫議員ご指摘の自治連合会の総会において町民の方よりご要望があった、休日のリサイクルプラザへの受け入れに関しましては、実現できるよう検討しているところですので、もう少し時間を頂きたいと考えております。

ご理解賜りますようお願いを申し上げ、その他のご質問に対しましては各担当課長より答弁をしておりますのでよろしくお願いを致します。

環境課長（中野 弘之）

村井保夫議員のご質問である「ごみ収集業務について」お答えいたします。本年、4月1日より島嶼部以外の町内すべての可燃ごみ及び資源ごみの一部の収集運搬業務につきましては、外部委託を行っております。

外部委託に伴う可燃ごみの収集につきましては、業務の効率と経費の削減を図る為、直営では4車にて収集を行っていたのを、3車で行うようになりました。

その為、ごみの量や集積場の場所、道路交通量及び時間帯を総合的に勘案し、収集ルートの見直しをした結果、議員のご指摘の通り、収集の時間帯が大幅に遅くなった地域が出来てしまい、町民の皆様には大変ご迷惑をおかけしました。

それで、委託業務が始まった4月から数件の自治会よりご指摘を受け、皆様にご理解を得る為に収集時間帯の変更についてのお願ひ文章を回覧し、又カラス対策として防鳥ネットの支給を行ってまいりましたところであります。

尚、収集時間帯もある程度定着しましたのか、5月からは収集についての苦情は今の所出ておりません。

次に、ごみの収集についてですが、近年豊原地区や四箇地区において宅地開発による小規模な団地が出来ております。

可燃ごみについては、通行の妨げにならない箇所に集積場をもうけて、3戸数以上の申し出があれば自治会に未加入であっても現地を確認して良ければ収集を行なっております。

不燃、粗大、資源ごみについては、可燃ごみ同様の件数では収集ができないため、開発業者との打ち合わせの際、近隣の自治会に入るようお願ひをしている

所であります。

しかしながら、実際には多くの方が自治会へ加入されないのが現状で、資源ごみ等についてはどうして収集ができないのかと言う苦情が多々あります。

しかし、いくら外部委託をしても資源ごみ等の収集は収集かごや網の管理、集積場のスペースの問題があり、戸数の少ない自治会や未加入者につきましては、リサイクルプラザに個々で搬入していただく事になっております。

今後住民サービスの向上として、先程も町長が申しました様に資源ごみ等の休日受け入れも検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜ります様お願い申し上げます、村井保夫議員への答弁とさせていただきます。

産業課長（神原 宏一）

村井議員ご質問の2点目「農地中間管理機構について」答弁を申し上げます。昨年12月に「農地中間管理事業の推進に関する法律」が制定され、都道府県ごとに農地中間管理機構が設置されることとなり、香川県では本年4月1日に公益財団法人香川県農地機構が設立され、農地の利用集積に向けた取り組みが始まったところでございます。

その業務のひとつとして、地域の実情に即したきめ細かな活動ができるよう農地集積活動を専門的に行う農地集積専門員が採用され、本町へは5月7日から2名が配置されております。

また、農地の借受け募集については、4月30日から5月30日の間で実施され、本町では1認定農業者・2集落営農法人からの申し出があり、現在、農地貸付希望者の掘り起こしを行なっているところでございます。

今後、農地の借受け希望者と貸付希望者のマッチングが整い次第、所定の手続きを経て、貸付が開始されることとなります。

広報周知につきましては、本町のホームページや「広報たどつ」に掲載したほか、JAにおきましては数種のパンフレットを組合員全員に配布をしたところでございます。

今後とも積極的に広報周知を図ってまいります。

次に、基盤整備に係るご質問についてでございますが、香川県農地機構は、機構が実施する基盤整備等の費用が農地の賃借料に加算となることから、畦畔撤去などの軽微な整備工事しか計画をしておりません。

そのため、本町をはじめ県内市町は、説明会等で農地の集積や耕作放棄地解消が促進できる対策を実施するよう要望をしているところでございます。

また、農地中間管理機構が、「借受け希望者がいない場合には、滞留防止の観点から、機構は農地を借受けない。」のでは、耕作放棄地対策になるのかとの議員のご指摘につきましては、理解できるところではございます。

しかしながら、貸付希望者の農地を全て借り受けた場合、大量の滞留農地が発

生し、その農地の保全管理の方法や費用をどうするのかという問題も生じてまいります。

こういったことから、香川県農地機構としては、まず1年間運用したうえで、課題を洗い出し、本来の目的が達成できるよう改善を図っていくこととしています。

本町といたしましても、配属された農地集積専門員とともに積極的に情報収集や意見交換を行いながら、農地の集積、耕作放棄地の解消に努めてまいります。

ご理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁といたします。

議長（志村 忠昭）

以上で、村井保夫議員の一般質問に対する答弁は、町長、各担当課長からありましたが、村井保夫議員、再質問があればお受けいたします。

議員（村井 保夫）

ゴミ収集に関しては、検討しているとの回答がありました。

ありがとうございます。

また、その中でですね、町行政は町民の生命財産を守っていかなければいけないとあります。

また町民の生活をも守らなければいけないのではないかと思います。

昨今は共稼ぎの家庭も大変多くなったと思います。

その為には、まず小さい自治会、その辺も優遇して、先程言ったように、日曜日のリサイクルセンター、午前中だけでも開けてもらって資源ごみの回収をお願いできたらと思いますが、いかがでしょうか。

是非とも実行できるようお願いしたいと思います。

それと、二つ目の質問であります、今まで農業委員会を通じて農地の利用権設定をしていきましたが、これを解約し、農地中間管理機構を通すことによって貸し手に対し一反2万円の補助金が出るようになるのでしょうか。

また、この辺の回答もよろしく申し上げます。

そしてまた、農地集積に関しては大変難しい問題があると思いますが、いかがでしょうか。

お聞かせください。

農地中間管理機構は、全農地とありますが、先程古川議員が仰っておりました農振地域外も入るのでしょうか。

全農地という事で、対象にはなると思うのですが、いかがでしょうか。

よろしくお答えください。

以上です。

産業課長（神原 宏一）

農地中間管理機構の利用権設定の事につきましては、確か、一回利用権設定

という部分で、一回その解約をするという事については、ちょっとこの場で答弁、それからもう1点の部分についても資料として、明確な答えができません。いずれにいたしましても、農地中間管理機構、今始まったところでございますので、そういう面で農地集積専門員の方と地元地域の方へ入って頂いて、色々なケースを想定しながら、対応して参りたいと考えておりますので、そういう中で、問題点等をご指摘いただけたらと考えておりますので、ご理解いただけますようお願い申し上げます。

議員（村井 保夫）

大変ありがとうございました。

農地中間管理機構に関しましては、ここで言うのもなんなのですが、国の方の要望なんで。

例えばですね、地域特性があると思いますので、多度津の実情に合った要望に変更して頂けるよう、県の方へ要望して、是非とも早い段階での10年後で、5割から8割、30%アップという目標がありますので、その目標が達成できるよう、また小さな地域特性を生かした補助の要望をお願いしたいと思います。

以上です。終わります。

議長（志村 忠昭）

これをもって、4番、村井保夫議員の質問を終わります。

これをもって、昼食休憩に入りたいと思います。

再開は、午後1時から再開を致します。

休憩 午前12時01分

再開 午後13時00分

議長（志村 忠昭）

揃ったようですので、午前中に引き続きまして午後の会議を再開したいと思います。

次に、5番、隅岡美子君。

議員（隅岡 美子）

5番 隅岡美子でございます。

通告に従いまして、順次一般質問をさせていただきます。

1点目は、「福祉タクシー券を海上タクシー券として使用できないかについて」であります。

多度津町では、三洋汽船（フェリー）が1日4便、多度津～高見島～佐柳島間、そして、三洋汽船のほかに、渡海船（徳丸）が平日1日1便、12時に運行しております。

本町では、現在月 2 回まで、病院に通院される島民の方は、フェリー代金が半額となっております。

また、買い物支援についても月 2 回、若しくは 2 週間に 1 回決まった曜日に移動販売車が来ており大変助かっておりますと聞いております。

三洋汽船の乗客数は、1 日約 20 人～30 人、主に通勤、釣り、買い物、病院などであります。

3 月の乗船客累計では、片道 1350 人、往復で 2700 人、4 月の乗船客累計では、片道 1100 人、往復で 2200 人となっております。

島民の方から、買い物などにも海上タクシー券として使えたら本当に便利になるし、金銭的にも助かるのにとの多くの声をいただきました。

そこでお尋ねを致します。

1. 島民の方で通院、買い物などにも福祉タクシー券を海上タクシー券として使用できないか。

2. 徳丸（特船）に福祉タクシー券を海上タクシー券として使用できないか。

続いて 2 点目でございます。

2 点目はがん検診の個別受診勧奨（コール・リコール）についてであります。

2 月 6 日に 2013 年度補正予算が成立し、がん検診の個別受診勧奨制度（コール・リコール）が国の制度としてスタート致しました。

内容は、電話や手紙による個別受診勧奨（コール）と再勧奨（リコール）とを行うコール・リコールを初めて国の制度として位置付け、実施することになりました。

がんは、1980 年以降、日本人の死亡原因の 1 位を占め、国民の 2 人に 1 人がかかる国民病ともいえる病気です。

女性特有の子宮頸がん、発症のほとんどが女性である乳がん、また女性のがんの死亡原因の 1 位の大腸がんなどについて、予防し、早期発見のためのがん検診の充実と無料クーポン券を使って、受診率の向上などを議会でも強く訴えてまいりました。

国のがん対策基本法に基づく基本計画は、16 年度末までに受診率を 50%に向上させることを目標に掲げています。

無料クーポン券と併せてのコール・リコールががん検診受診率向上に効果が期待できると思われれます。

そこでお尋ねを致します。

1. 多度津町の受診率は県下においても高いと聞いていますが、受診率はどの位なのか。

2. 普及、啓発について

以上、「福祉タクシー券を海上タクシーとしてしようできないか」また「がん

検診の個別受診勧奨(コール・リコール)について」2点を質問致します。
よろしくお願ひ致します。

町長(丸尾 幸雄)

隅岡美子議員の福祉タクシー券を海上タクシー券として使用できないかというご質問についてお答えをしましてまいります。

福祉タクシー制度は、80歳以上の高齢者が対象であり、交通事故の加害者も被害者も高齢者が多いという中で、運転に自信を失った多くの方々が免許証を返納されております。

そのような方々が外に出る機会を失い、家に閉じこもりがちになり、肉体的にも精神的にも変調を来す事になれば、私どもが願っている健康寿命を延ばすという事に支障を及ぼすことにもなります。

ご自分で運転をしなくても行きたい所へ自由に行ける事の一助になればよいと考えての施策です。

一方で離島振興事業の中で、多度津町島嶼部航路運賃助成金交付事業として、医療機関の受診を目的に航路を利用した方々に定期船の運賃の半額助成を行っております。

週に幾度となく町内へ通院している方々が通院治療費の倍以上のフェリー往復料金を支払わなければならない現状を考慮しての助成制度です。

昨年1年間の実績として317件の申請があり、18万4000円を交付いたしました。

概ね利用者の方々には喜んで頂いているようですが、定期船だけではなく、民間の渡海船にも助成制度を適用して欲しいとのご意見も寄せられております。今後、利用状況などによりましては本助成事業の拡張や新たな利用形態等も含め、より利用される方々の利便性が向上するように検討して参りたいと考えております。

このように福祉タクシー制度と定期船の運賃半額制度とは助成目的も助成対象者も異なるものですので、混同する事は出来ないと考えます。

ご理解賜りますようお願いを申し上げ、その他のご質問に対しましては、各担当課長より答弁をして参りますので、よろしくお願ひを致します。

福祉保健課長(山下 俊和)

隅岡議員の「高齢者福祉タクシー」について、お答えをいたします。

高齢者福祉タクシー制度は、本年6月よりスタートし、現在、申請受付中で、6月9日時点、対象者の3分の1の方が利用券を受け取られている状況となっております。

通院等における島嶼部航路運賃助成は、離島振興という形で平成25年4月スタートし、また、島嶼部における移動販売事業者に対する運賃助成を本年4月か

ら開始し、高見は火曜日、佐柳は月曜日、それぞれ隔週で移動販売車による食糧、生活用品等の販売が行われております。

ご質問の高齢者福祉タクシー券を海上タクシー券として使用できないかということですが、他市町の事例をみてみますと、海上タクシーにも利用できるところは、同じ行政区内に海上運送法第 20 条第 2 項に規定する国土交通大臣に届け出た事業者があり、その事業者をタクシー協定事業者として実施しております。

本町には、そういった事業者は町内にはないと思われ、また、通院等においては定期航路の運賃助成、買物については、移動販売による支援を行っている状況から、今の高齢者福祉タクシー券を海上タクシー券として、渡海船も含め、町長が今ご答弁申し上げましたように、使用することは難しいと考えております。

以上、よろしくご理解をいただきますようお願い申し上げます、隅岡議員に対する質問の答弁とさせていただきます。

福祉保健課主幹（氏家 幸子）

隅岡議員の 2 点目の「がん検診の個別受診勧奨(コール・リコール)について」のご質問にお答え致します。

1 番目のがん検診の受診率でございますが、平成 21 年度から乳がん及び子宮頸がん検診の無料クーポン券を配布し、受診率の向上に努めておりますが、平成 25 年度の乳がん検診の受診率は、33.4%であり、クーポン券配布以前の平成 20 年度と比較して、6.1%上昇しております。

また子宮頸がん検診についても平成 25 年度の受診率は、33.2%であり、クーポン券配布以前の平成 20 年度と比較して、9.3%上昇しております。

大腸がん検診については、平成 23 年度から無料クーポン券を配布しておりますが、平成 25 年度の受診率は、34.3%であり、クーポン券配布以前の平成 22 年度と比較して、4.3%上昇をしております。

このように無料クーポン券配布により、受診率の大幅な上昇が見られております。

2 番目の普及・啓発についてでございますが、国が示す受診率 50%の目標に向けて、今年の 5 月に、過去の無料クーポン対象者で平成 25 年度までに、乳がん、子宮頸がん検診を受けられていない 3,183 名の方に再度無料クーポン券を配布し、個別受診勧奨とがん予防の普及・啓発を実施いたしました。

また、大腸がん検診については、平成 26 年度対象者 1,461 名の方に無料クーポン券とがん検診手帳を 5 月に配布し、検診受診の勧めとがんに対する正しい健康意識の普及・啓発を実施しております。併せて、毎年 1 月に実施しております各種検診受診調査で、今年度の無料クーポン検診対象者の内、大腸がん検

診の申込みをされていない方に対して、個別受診勧奨を行い、再度、受診調査を実施するなど受診率の向上と普及・啓発に努めております。

また、町広報誌やホームページ掲載による啓発以外にも、母子保健事業でお母さん方のがん検診のチラシを配布したり、母子愛育班や食生活改善推進員活動でも、がん予防についての研修会を開催したり、健康フェスタでがん予防コーナーを設置する等、普及・啓発を実施しております。また、10月は乳がん月間であることから、県と共催で行う「乳がん検診の休日広域実施」に向け、現在、周知啓発等の準備を進めているところでございます。

今後も、がん検診の受診の促進を図るとともに、自分の健康は自分で守るという意識の普及・啓発に努め、特に、働く世代の方が受診しやすい環境づくりを整備してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

議長（志村 忠昭）

以上で、隅岡議員の一般質問に対する答弁は、町長、各担当課長からありましたが、隅岡議員、再質問があればお受けいたします。

議員（隅岡 美子）

ありがとうございました。

海上タクシー券の件でございますが、三豊市の方では特船に海上タクシー券を使用していると聞いたのですが、これは国土交通省から認定を受けたのでしょうか。

福祉保健課長（山下 俊和）

今隅岡議員からの再質問につきまして、お答えをさせていただきます。

私もその事例は、この場では分かりませんが、海上運送法の場合、届け出が必要なのは一定以上の人数を対象にこの届け出を必要とされると聞いております。

先程申しました海上運送法第20条につきましては、不定期航路の取り決めで、所謂定期航路でない不定期航路に関する届け出の部分是指してですね、お隣の三豊市においては、先程近隣の他市町と申しましたけれど、三豊市においては、同じ市内にあるその海上運送法第20条による届け出のあった海上タクシーを指定して、それによって臨時的な運行に際してのタクシー券の利用を認めているということでありまして、例えば特船の場合、本町におきましても緊急輸送時の救急急患の時の輸送時での利用がありますけれども、これにつきましては、所謂先程言いました一定以上の人数以下ということですので、そういったところは届け出外というようになっているというふうに聞いております。

以上で、再質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（志村 忠昭）

隅岡議員、再質問の答弁は、いいですか。

議員（隅岡 美子）

先程一緒に言えばよかったのですが、がん検診の方ですけれども、私も先日子宮頸がんのご案内をいただいたので、検診に行きまして、それと大腸がんの無料クーポン券もいただいておりますので、それは対象の方にしかクーポン券は来ませんけれども、受診率を見ますと乳がん、子宮頸がん、それから大腸がんと全て30%を超えておるようであります。

これからもやはり自分の命はやっぱり自分で守るということで、今、町の方で健康診断の特定健診のご案内が皆さんいっておるかと思っておりますけれども、期限内にしっかりと忘れずに受診をしていただきたいと思います。

また事ある度に、これは周知を、又啓発を、しっかりとやっていただけたらと思います。

これは要望です。

以上です。ありがとうございました。

議長（志村 忠昭）

これをもって、5番、隅岡議員の質問は終わります。

次に、10番、尾崎忠義君。

議員（尾崎 忠義）

10番、日本共産党町議会議員尾崎忠義でございます。

私は、平成26年6月多度津町議会第2回定例会におきまして、町長及び教育長、そして各関係担当課長に対し、①消費税増税による町及び住民サービスの影響について②文化財的町内老朽家屋の保存について③町内児童及び成人の肝機能や脂質異常についての3点を一般質問を致します。

まず最初に「消費税増税による町及び住民サービスの影響について」であります。

安倍内閣は、本年4月より多くの国民の反対を無視をし、消費税の8%への引き上げを強行しました。

1997年4月1日の5%改定から17年ぶりです。

消費税増税は、全国自治体の公営事業の料金に加え、電気、ガス、鉄道、バスなどの生活に欠かすことのできない公共料金の一斉値上げを伴い、その他生活必需品の値上げとともに住民の暮らしや家計を直撃しています。

この4月の小売販売額は4.4%の減となっております。

買いだめの反動とはいえ、大きな落ち込みとなっているわけであります。

円安、株高も一巡しており、今後段々と負担増の影響が出て消費が冷え込んでくる懸念されています。

消費税はあまりにも不公平、あまりにも矛盾に満ちた不透明な税金となっております。

ります。

ですから、アメリカには付加価値税、消費税タイプの税金は導入されていないのであります。

消費税タイプの税金をヨーロッパでは、付加価値税と呼んでおり、ヨーロッパ諸国はすべて付加価値税を導入を致しております。

なぜなら、EUの共通経費を賄うために、加盟国は付加価値税収の一定割合を拠出することになっており、つまりEUに加盟するためには、付加価値税を導入しなければならないわけであります。

EU加盟国の多くの国は、付加価値税を導入した時から2ケタ税率で、その後どんどん税率を引き上げ、現在の標準税率は、ハンガリーが27%と最も高く、次いでデンマーク、スウェーデン、ノルウェーなどが25%、ギリシャ、ポルトガル、イタリアが23%、ベルギー、オランダ、スペインが21%、イギリス、フランスが20%、ドイツが19%となっております。

日本も8%、10%にとどまらず、ヨーロッパ諸国のように高い税率になるおそれがあるのであります。

なぜこのような高い税率になってしまうのか。

一つの理由は、政府の財政需要、つまり税収がなければ国の財政が維持できないからであります。

付加価値税タイプの税金は1%引き上げただけでも、巨額の税収を国にもたらします。

もう一つの理由は、輸出企業に巨額な還付金があるからであります。

輸出販売は、税率が高くなればなるほど還付金が大きくなり、そのためどの国でも輸出大企業の要求により税率が高くなっていくのであります。

こうした事情はわが国も同じです。

つまり、一方で税収が欲しいというという政府、与党の要望、一方で還付金が欲しいという財界の要望、二つの要望が相まって、消費税、付加価値税タイプの税金は際限なく税率を引き上げていくのであります。

所得税や法人税などの国の税金の中で、消費税の滞納発生率は常に一位を占めております。

消費税法には、そもそも「消費者」という文言も「価格への転嫁」という文言も「預り金」という文言もありません。

それでは、消費税は何に課税するのかというと事業者の売る物や事業者の行うサービス、つまり事業者の年間売上高から年間仕入高を差し引いた額（付加価値）に課税するわけであります。ですから、ヨーロッパ諸国では、消費税タイプ税金を付加価値税といい、納税義務者は事業者です。

消費者は法律上、消費税と無関係な存在です。

いわば法人税のような税金で、ただ法人税は利益がなければ税金を納める必要はありませんが、消費税は赤字でも納税しなくてはならず、そのため、本質的に滞納が発生しやすい税金であり、簡単にいえば「赤字でもかかる法人税」のような税金です。

アメリカの小売上税は、小売店でモノを買う消費者が納税義務者で、お店は1個1個の商品に係る税金を預ってそっくりそのまま税務当局に収める、いわば透明度の高い間接税であります。

これに対し、消費税は事業者の年間売上高に8%をかけた額から年間仕入額の8%を引いた額を事業者が納めます。

1個1個のモノに係る税金ではないのであります。

つまり消費税が税金だと思って負担している8%分(平成2年当時3%)は税金ではなく、物価の一部あって、事業者は消費者から税金を預ったことも、消費者が事業者に預けたこともないというわけになり、消費税は事業者が自分で計算して納める。

それだけの税金であり、これが消費税の本質的性質であります。

また財界は、消費税率の税率をヨーロッパ並みの20%まで引き上げたいと言っております。

財界が消費税率の引き上げに執着する理由は、輸出還付金があるからであります。

消費税の税率が上がれば上がるほど輸出大企業への還付金は増えるわけであり、ます。

ところが輸出大企業は、仕入先や下請けに実質的にも法律的にも消費税を払ったことはないのです。

消費税は税金ではなく物価の一部だからということで下請け単価を堂々と値切ることができ、払ってもいない税金、他人が税務署に納めた税金を還付してもらうことが大問題なのであります。

輸出還付金のカラクリは、消費税は事業者が年間納税額を「年間売上高×8%－年間仕入高×8%」として計算、「仕入税額控除方式」の「仕入高×8%」を引く仕組みを悪用し、輸出売上高にゼロ税率を掛けるため、ゼロから「仕入高×8%」を引くため、マイナス、つまり還付金が発生するのであります。

このゼロ税率を考え出したのはフランスで、1954年のことであり、ゼロ税率による輸出還付金制度は、フランスが世界に輸出した恐るべきカラクリであり、輸出還付金制度は輸出企業に対する補助金であり、消費税の不公平性の中でも最たるものといっていいものであります。

日本が税率を引き上げ、やがてヨーロッパ並みの高い税率になることを最も嫌うのはアメリカであります。

輸出還付金制度を持たないアメリカは日本との貿易摩擦を避けるために消費税の税率引き上げを好ましく思うはずがありません。

それはTPPの交渉参加におけるアメリカの強硬姿勢によく現われていることでございます。

ここに消費税の増税をさせない外的要因があるわけであります。

ですから消費税は生活費に食い込む最悪の大衆課税であり、憲法が要請する「税金は能力に応じて負担する」(応能負担原則)これらに反する税制であり、税率引き上げは格差と貧困をいっそう拡大するものであります。

以上のことから、消費税増税は①景気を底から冷やす②低所得者ほど負担が重い③徹底した大企業優遇税制④大企業のリストラ促進税制⑤中小業者の営業破壊税⑥膨大な滞納を招く欠陥税制⑦戦費調達のための「戦争税」の7つであります。

以上、消費税が大企業減税の穴埋めに使われてきたこと。

輸出大企業に対し、消費税収の約2割に相当する3兆2000億円余りを「輸出還付金」として還付することが挙げられるように、また、消費税導入以来価格に転嫁できない中小零細企業、商店に対しては、一向に解消されず、どれひとつとってみても消費税は廃止するしかない悪税であることは明らかであります。そこで、町財政と住民サービスの影響(額、試算など)についてお尋ねをいたします。

1 点目は、光熱水費、物品購入、使用料及び賃借料、工事請負費、事務費、事業費、委託費の増加による負担が想定されるが町としてはどのくらいか。

2 点目に、地方消費税率引き上げによる税収増はどのくらいか。

3 点目に、地方消費税率引き上げによる増収分だけ地方交付税が減らされる仕組みとなっており、自治体固有の税収減につながることも想定され、必ずしも町財政の好転につながるとは限らないがどうなのか。

4 点目に、課税対象となっている公営企業での水道料金、下水道使用料や産業廃棄物の処理の料金など、公共料金の値上げによる町民負担はどのくらいなのか。

5 点目に、社会保険の医療費は非課税となっておりますが、医療機関の課税対象に伴う経費の増大により、それだけでなくも異常に高くなっている国保料、或いは税への影響が出る可能性が生まれているがどのようにするのか。

6 点目に、今回は、平成9年の時よりさらに勤労者の所得は下がり続けているために、景気後退ともなれば、消費税増税分の税収が縮小するとともに法人税2税、個人住民税も減収となり、税収規模の大幅な縮小の危険が懸念されると思うがどうか。

7 点目に、今回の税率引き上げで「廃業を考える」が1割を超えるアンケート結

果もあり、更に中小企業、小規模事業者、商店の経営悪化、事業者数の減少が懸念され、町工場に集積する高い技術、技能、また商店街が生み出す賑わいなど中小業者が力を発揮できる支援策はあるのか。

次に、「文化財的町内老朽家屋の保存について」であります。

最近、町内において文化財的伝統的家屋が次々に取り壊され、更地、空地、駐車場になっている状況が生まれ、古い街並み景観が大きく損なわれてきています。

特に旧町内では、このような建築物を所有している本人が町外在住や高齢化とともに入院あるいは施設に入所するなど維持管理をするのが大変になってきており、やむを得ずして解体に至っている経過があります。

多度津町史によれば、元禄7年(1694年)京極高通が丸亀藩より分封せられ、その後、陣屋を多度津に設けるに当たり、須賀町から新町村海岸に亘るこの一帯を整理したとあり、また本陣東手に内堀(蓮堀)を設け、外郭としたそうでございます。

この陣屋構築後、急速に町も活気づき、中の町、六軒町、堀町、更に新町、出来町と小さいながら城下町としての発展をみたところであります。

その後、天保年間(1830年)に、多度津藩主の京極高塚(第5代藩主)が多度津湛浦を築く時、多度津山の北を埋め立てられ、新町、新地、西浜が出来て繁栄した、と記述されております。

その後、明治19年4月、四国新道開墾工事の起工により、琴平多度津間の道路も拡張され、この道路の開通によって大通町が形成され、人家も急速に増大、また、町の発展に伴い、多度津港改修により完成後は、大型汽船、その他船舶の接岸荷役、大工場の誘致、住宅街の建設が行われ、海面埋め立てによる土地造成によって次第に発展していったものと記されております。

明治43年には瀬戸内海における要津として知られ、明治23年に本町を基点に私設鉄道である讃岐鉄道が敷設され、予讃、土讃の分岐点として発展したわけであります。

当初、元禄7年(1694年)からは、320年もの長い間の歴史が息づいた城下町であることを考えると、現存する文化財的伝統的家屋については、実にこれらの文化的貴い遺産、遺業、遺志にほかならぬことを考える時、私たちはこれを後世に継承し、存続し、発展拡充すべき使命及び責任を感じるものであります。そこでお尋ねいたします。

1点目は、現存する町指定文化財的建築物は町内にいくつあるのか。

現存する国、県指定文化財的建築物は町内にいくつあるのか。

2点目に、町、県、国が指定していない現存する建築物として保存しておきたい伝統的建築物はいくつあるのか。

また、その維持管理はどのようにしているのか。

3点目に、町の空家条例との関連はどうなっているのか。

4点目に、文化財的建築物は個人所有となっており保存上難しいとは思われるが、町も文化財的老朽家屋の建造物の修理、修繕、リフォーム助成制度、あるいは基金を創設して、準指定として多度津高校の建築科との応援実習などの対策をとることなどが必要と思うがどうか。

5点目に、古い街並み保存景観条例などを古墳群も含めて制定してはどうか。

6点目に、町内小学校、中学校、高校生へ文化的伝統的遺産建造物としての「学習の場」として活用すべき対策はないのか。

最後に「町内児童及び成人の肝機能や脂質異常について」であります。

去る6月5日木曜日付四国新聞によると、『県内16市町の小学4年生を対象に2013年度に実施した血液検査の結果、1割強の児童に肝機能や脂質の異常がみられたことが県のまとめで分かった。12年度の調査結果とほぼ同様の傾向で県健康福祉総務課は、「検査で異常値が出た児童や保護者には適切な指導を行い、生活習慣や食生活の見直しを呼び掛けていく」としている。血液検査は、脂質や血糖の状態を調べ、糖尿病など生活習慣病につながるリスクを早期に発見するのが狙い。県は12年度市町に費用の半額を補助し、児童の血液検査を推進する制度を創設。12年度は12市町の6,743人、13年度は独自に5年生で実施した東かがわ市を除く16市町の7,907人が検査を受けた。13年度の集計によりますと肝機能を判定する「AST」「γ-GTP」などのいずれかで異常値を示したのは、男女平均10.5%（前年度は12.3%）で男女別では、男子12.2%（同14.5%）、女子8.7%（同9.9%）。前年度よりやや改善がみられた。コレステロールや中性脂肪などのいずれかで基準値を超え、「脂質異常」とされたのは、男女平均11.3%（同11.1%）で男女別は、男子10.2%（同10.3）、女子12.5%（同12.0%）と前年比でほぼ横ばい。肥満傾向の児童は、男子が11.0%（同11.7%）、女子8.6%（同9.3%）となった。過去1～2カ月の血糖状態を示すHbA1c（ヘモグロビン、エーワンシー）が高く、糖尿病の疑いがあるか、発症のリスクの高い児童は、男子が11.3%（同10.5%）、女子11.1%（同8.9%）だった。併せて実施したアンケートによりますと長時間ゲームをしていたり、朝食をあまり食べなかつたりする児童に肥満や脂質の異常が多いことも分かった。厚生労働省調査では、香川の人口10万人当たりの糖尿病受療率は、308人で全国ワースト2位、糖尿病による死亡率は同ワースト9位。県は今後も小児期からの正しい生活習慣病を啓発する施策に力を入れる。』との新聞記事でありました。今、日本では、「成人の約2.5人に1人が脂質異常症が疑われる人」といわれています。

脂質異常症とは、血液中の特定の脂質値が基準値より高い低いなどの異常値で

ある状態であり、ほとんどの場合、自覚症状がなく、それでいて心筋梗塞、脳卒中などの危険な病気を招く可能性が高いことが特徴であります。

そして、脂質異常症の本当の恐ろしさは心臓病や脳卒中の発症であります。脂質異常症にならないために、コレステロールのバランスが必要と言われております。

そして、脂質異常症を予防するには、中性脂肪値にも気をつけながら、生活習慣病の影響に注目をし、更年期以降の女性の方は脂質異常症に要注意で短期間のうちに動脈硬化の危険性がぐんと上がるので注意が必要だと言われております。

そこでお尋ねを致します。

1点目は、町内小学校4年生児童は具体的に何名いるのか。

そして4校区地区別の人数は何名なのか。

また、町内での定期診断では何名ぐらいの成人が該当するのか。

2点目には、気づきにくい病気である脂質異常症は予防できる病気であると言われておりますが予防対策にはどのようなものがあるのか。

3点目に、脂質異常症と深い関係がある肥満だが、リンゴ型、これは上半身肥満と言われております内臓脂肪型肥満です、と洋なし型、下半身肥満、これは皮下脂肪型肥満と呼ばれておるそうでございますがどのように違うのか。

4点目に、町内児童と成人に対してはどのような健康指導を行なっているのか。

また、各学校、家庭における健康指導はどのようにしているのか。

5点目に、血液検査、予防対策、健康指導に対する公的補助はあるのか。

以上、3点について町当局の答弁を求め、私の一般質問を終わります。

町長（丸尾 幸雄）

尾崎忠義議員のご質問のうち、「文化財的町内老朽家屋の保存について」お答えしてまいります。

多度津町は歴史、文化、伝統ある町です。

先日、明治22年に開業したさぬき鉄道開業125周年の記念出発式がJR多度津駅内プラットホームで執り行われました。

明治時代、景山甚右衛門氏をはじめとする七福神と呼ばれる廻船業によって財をなした方々の働きによって多度津町の近代化は進み、四国の近代産業発祥の地として栄えました。

当時の街並みも時代の変遷とともに多くの民家が老朽化し倒壊しました。

残っている古民家を再生しようと再生プロジェクトを立ち上げ、古き良き時代を偲び景観を保持し、そこに住んでもらう方々を増やし町おこしに活用しようとしているグループがあります。

町もその団体と連携しながら、また空き家バンク条項を活用しながら、町の活

性化に繋げようと考えております。

また、歴史的な価値ある林求馬邸のような建物を維持管理していく事も大事だと考えております。

多度津町の歴史、文化、伝統を継承しながら、これからの町の活性化につなげていこうと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げ、その他のご質問に対しましては各担当課長より答弁してまいりますのでよろしくお願いを致します。

教育課長（岡 敦憲）

まず、尾崎議員の2点目「文化財的町内老朽家屋の保存」についてのご質問にお答えします。

まず、現存する町指定文化財のうち建築物とりわけ住居等に供する或いは供した建物のことと解釈致しますがその数は、町指定文化財では1件、国の登録文化財では2件の12棟であります。

県・国の指定につきましては、ありません。

次に、指定していないが保存しておきたい伝統的建築物につきましては、国の登録文化財への登録を視野に入れ県教育委員会と調査を行ったことはありますが、指定あるいは登録することによる利害関係が生ずるなか、公表いたしておりません。

その維持管理につきましては、指定文化財は、予算の範囲内において対応することとなっております。

登録文化財につきましては、基本所有者となっております。

また、「多度津町空き家等適正管理条例」との関連についてであります。本条例は、「町内に所在する建築物で常時無人の状態にあるもの又はその敷地」について、その「建築物・敷地を所有しまたは管理する者」に対して、倒壊や建築材料が飛散することなどを、自らの責任において適正な管理を促す、条例であることから、特に、現状においての文化財の関わりはないものと思われま

す。

次に、リフォーム助成制度や基金の創設、多度津高校建築科の応援実習についての対応についてであります。指定・登録されていないものにつきましては、個人情報との関係や所有者の了解などの必要性があることなどから、実現は難しいと考えております。

次に、景観条例の制定についてのご質問であります。本条例を制定することによる財産権の侵害、保証金の問題が生じるようであります。

また、本町では、建物が点在している状況でありますので、景観条例制定にはそぐわない状況にあると考えております。

また、町内小・中・高校生の文化的伝統的遺産建造物、いわゆる、武家屋敷な

どの古い建物と解釈しますが、「学習の場」として活用できないかとのことですが、本町のそれぞれの歴史を知る上で建っておる資料館、或いは国指定の「天霧城跡」、県指定文化財の「盛土山古墳」、町指定文化財の「林求馬邸」さらには国の登録文化財である「富井家」など、また、JR 多度津駅前の道路わきの SL など、本町のそれぞれの歴史を知ることができる、語る事が出来る遺跡或いは遺物、建造物などがありますので、これらを利用活用していただければと思います。

続きまして、3 点目の「町内児童及び成人の肝機能や資質異常について」のうち、「町内小学 4 年生児童は具体的に何名いるのか。4 校区地区別の人数は何人か。」或いは「各学校家庭における健康指導についてどのようにしているか。」についてのご質問についてお答えいたします。

本年度はまだ統計が出ておりませんので、昨年度平成 25 年度であります、平成 25 年度、町内の小学生児童数は、203 名です。

各校区ごとの内訳は、多度津小学校が 45 名、豊原小学校が 86 名、四箇小学校が 52 名、白方小学校が 20 名となっております。

小児生活習慣病予防検診として、血液検査を行った結果、多度津小学校は 43 名の受検者のうち要観察が 10 名、要精検が 2 名、豊原小学校は 74 名の受検者のうち要観察が 12 名、要精検が 6 名、四箇小学校は 46 名の受検者のうち要観察が 15 名、要精検が 2 名であります。

白方小学校につきましては、19 名の受検者のうち要観察が 3 名、要精検が 7 名でありました。

判定の結果、要観察者、要精検者の保護者を対象に、学校において、栄養教諭・養護教諭が栄養指導、生活指導を行い、また希望者には個別指導を行ってきております。

また、全校児童につきましては、栄養教諭が「生活習慣病予防健診だより」を作成し、配布をしておるところでございます。

以上、尾崎議員のご質問につきましては、以上のように考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ答弁とさせていただきます。

福祉保健課主幹（氏家 幸子）

尾崎議員のご質問の 3 点目「町内児童及び成人の肝機能や脂質異常について」のご質問にお答えいたします。

1 番目の「町内での定期診断では何人位の成人がいるのか」とのご質問でございますが、肥満や生活習慣病を主として検査する特定健康診査の平成 25 年度の受診者の内、最も異常値の多い検査項目は、小児と同じく脂質異常であり、受診者数 1,915 名中、保健指導の必要な者及び治療の必要な者は、1,274 名（66.5%）と非常に多い結果になっております。

中でも、女性の脂質異常者は約70%を占めており、特に、55歳から59歳の女性で上昇し78.1%と高い結果が出ております。

次に多い項目は血糖検査異常であり、1,080名(56.4%)を占めており、5年前と比較して約16%増加をしております。

次に多い項目は血圧の異常であり、高血圧の方は969名(50.6%)を占めており、5年前と比較して約11%減少しておりますが、治療による内服者が増加したため減少したものと思われます。

また、腹囲やBMI測定により肥満と判定された方は、男性で51.6%と多く、女性は28.6%でしたが、いずれも5年前と比較して微増しております。

このように成人においても脂質異常症や糖尿病等の生活習慣病が増加していることが伺えます。

2番目の「脂質異常症の予防対策にはどのようなものがあるか」とのご質問でございますが、脂質異常症の原因は体質によるものもありますが、多くは過食、高脂肪食、運動不足などの悪い生活習慣や肥満などが重なって発症してまいります。

中でも、食事に関係する要因が一番多いことから、脂質異常症を予防するためには、まず、食事に気を付け、エネルギーをとりすぎないでバランスよく食べることで、特に肉類より魚介類や大豆製品を多く食べる、食物繊維をしっかり食べる、中性脂肪を増加させるアルコールを控える等が大切となります。

次に大切なことは運動であり、運動することにより、肥満防止や血行を促進させ、血管の弾力をよくすることで動脈硬化を防ぐことができます。

また、日常生活では積極的に体を動かすことも大切かと思われます。

また動脈硬化を促進させるタバコやストレスもコレステロールを上昇させる要因であることから、正しい生活習慣を送ることが予防として大切かと思われます。

また、脂質異常や糖尿病などの生活習慣病を放置すると、動脈硬化を進行させ脳梗塞などの病気を発症いたしますので、肥満防止や生活習慣の改善とともに医療機関での定期受診や薬物治療が必要な場合も出てまいります。

3番目の「内臓脂肪型肥満と皮下脂肪型肥満の違い」でございますが、内臓脂肪型肥満は腹部の内臓の周りに脂肪がたまるタイプの肥満であり、上半身に多く脂肪がつくためリンゴ型肥満とも呼ばれており、男性に多くみられる肥満ですが、食事や生活習慣の見直しで比較的改善することができると言われております。

皮下脂肪型肥満とは、皮膚の下にある組織に脂肪がたまるタイプの肥満であり、下半身に多く脂肪がつくため洋ナシ型肥満とも呼ばれており、女性に多いタイプの肥満でございます。

この2つのタイプの肥満のうち、健康上で特に問題になるのが男性に多い内臓脂肪型肥満で、動脈硬化を促進させ、脳梗塞・心筋梗塞などの危険な病気を引き起こすといわれております。

4番目の「成人に対してどのような健康指導をおこなっているのか。また、家庭における健康指導はどのようにしているか」とのご質問でございますが、特定健康診査の結果、肥満があり脂質異常や血糖値また、血圧の高い方には医師や保健師、栄養士、また、健康運動指導士による特定保健指導を行い、食生活や運動の改善指導を実施しております。

また、脂質異常者で血糖値が高い方に対して個別案内を送付し、各地区公民館で保健師、栄養士による健康栄養相談と健康教室を行っております。

また必要な方には保健師による家庭訪問を行い、生活習慣改善の取り組みや継続について確認やサポートを行っております。

5番目の「血液検査、予防対策、健康指導に対する公的補助はあるのか」とのご質問でございますが、血液検査や肥満度測定を主として行う特定健康診査及び特定保健指導については基準額に基づき国・県より、どちらも1/3の補助がございますが、予防対策や健康指導についての補助はございませんので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

総務課長（石原 光弘）

尾崎議員ご質問の、1点目「消費税増税における、歳入歳出の影響について」お答えいたします。

町財政の歳出に係る影響額につきましては、全ての予算を洗い出すことは困難であります。

概算となりますが、消費税に影響のない人件費や公債費等を除き、平成25年度でみてみますと、1億円から1億3千万円程度が歳出増となるのではないかと考えられます。

平成26年度以降も、様々な事業を行ってまいりますので、この影響額が負担になると見込まれますので、注意を払わなければならないと考えております。次に歳入に係る影響額でございますが、本町には「地方消費税交付金」として歳入がございます。

平成25年度の交付額は2億1,497万5千円ございました。

平成26年度当初予算は、前年度当初予算より、3千500万円増額の、2億4,500万円を計上しております。

次に、地方消費税交付金と地方交付税との関連性についてでございますが、地方交付税のうちの普通交付税の算出方法は、簡単に申し上げますと、基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた財源不足分が普通交付税として措置されることとなっております。

地方消費税交付金は、この基準財政収入額に含まれており、これまでの算入割合は地方消費税交付金の75%でございました。

平成26年度の算出方法では、これまでの計算での地方消費税交付金は同じく75%算入で、税率引き上げによる増収分につきましては100%算入となる見込みでございます。

この点だけを捉えると普通交付税が減少する計算になりますが、普通交付税はご存知のとおり、様々な要因により補正係数が変更されてまいりますので、地方消費税交付金のみの影響額を算出することはできません。

しかし、昨年度の法人町民税の増収等の影響により、総額が減少することも想定されますので、今後も十分に注意を払わなければならないと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、簡単ではありますが答弁いたします。

上下水道課長（河田 数明）

尾崎議員ご質問の、1点目「消費税増税による町財政と住民サービスの影響について」の内、4番目の「課税対象となっている公営企業での水道料金、下水道使用料や産業廃棄物の処理料金など公共料金の値上げによる町民負担は、どのくらいなのか」について答弁をさせていただきます。

まず、上水道及び下水道料金の消費税増税分を、平成25年度使用料実績で試算いたしますと、上水道料金では、年間約1千940万円、下水道料金では、年間約790万円が増税分となります。

また、平成25年度の一般家庭1戸当たり月平均使用量18m³で試算いたしますと、上水道料金の消費税増税分は88円、下水道料金では63円となり、上水道、下水道とも使用しておられる御家庭では、合計で月額151円、年額になおしますと1,812円の増税となります。

なお、ご質問の内、産業廃棄物の処理につきましては、多度津町では処理を行っておりません。

また消費税につきましては、上下水道事業ともに、毎年、申告納税をしておりますので、消費税増税によって、上下水道事業としての収益が増加するものではない事を申し添え、尾崎議員ご質問の答弁させていただきます。

ご理解賜りますようお願い申し上げます。

住民課長（矢野 修司）

失礼いたします。

尾崎議員ご質問の1点目「消費税増税による町及び住民サービスの影響について」のうち、5番目「国保税への影響が出る可能性」について、答弁を申し上げます。

ご承知のとおり、この4月の消費税増税と時を同じくして2年に一度の診療報

酬の改定が行われました。

今回の診療報酬改定は、「医療機関の機能分化・強化と連携、在宅医療の充実等」を重点課題として、この中で消費税増税分についても考慮されたものとなっています。

その中身については、大きく診療報酬本体部分と薬価部分の2本柱で構成されており、まず診療報酬本体部分の改定率は0.73%増であり、また薬価部分の改定率は0.63%マイナスとなっております。その結果、診療報酬全体での改定率は0.1パーセント増（このうち1.36%が消費税引き上げによるコスト増への対応部分）ということとなっております。

今回消費税増税分も含めた診療報酬改定率が0.1%増えたということですが、現段階で申し上げること自体、誠に拙速とは存じますが、今後当面の間、国保税率改正の必要性は極めて少ないのではないかとこのように予測をしております。

とは言いますものの今後も、引き続きデータの収集に努め健全な国保財政の運営に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

税務課長（中川 隆弘）

尾崎議員ご質問の、1点目「消費税増税による町及び住民サービスの影響について」のうち6番目、消費税増税が町税収に与える影響についてお答えを申し上げます。

まず、消費税増税による個人住民税への影響についてですが、本町の個人住民税は、この6～7年間、約10億円前後を堅調に推移しているところであります。消費税導入後の勤労所得等に対する住民税の課税は来年度以降となりますが、住民税の税収につきましては、その時代の社会経済情勢や景気による所得状況、またその年々の税制改正、さらには収納率など様々な要因があり、今回の消費税増税による個人住民税への直接的な影響は少ないものと考えております。

次に、法人税2税のうち町税となる法人住民税についてですが、消費税増税の影響が企業の景気動向にも影響を及ぼすことも考えられますが、本町におきましては、むしろ、先の町議会臨時会において専決処分をお願いしました地方税法改正に伴う法人住民税の税率の引き下げや、現在、政府・与党において検討がなされている法人実行税率の段階的引下げが、税収全体に与える影響としては大きいものと危惧しております。

いずれにしましても、本町の一般税収総額は、ここ数年間、法人町民税の好調な伸びにより、約33億円～35億円と順調に推移しているところでありますが、今後は特に、消費税増税後の地域経済の景気動向や、国の税制改正等に細心の注意を払いながら情報収集等に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理

解賜りますようお願い申し上げ、答弁といたします。

産業課長（神原 宏一）

尾崎議員ご質問の1点目の7番目でございます「消費税増税に伴う支援策について」答弁を申し上げます。

消費税率の引き上げに際して、政府は「消費税転嫁対策特別措置法」を制定し、消費税分を適正に転嫁できるよう、減額や買ったとき等の転嫁拒否行為に対する相談窓口の設置や報告徴収・立入検査の実施等、様々な措置が講じられているところでございます。

本町におきましては、消費税の引き上げに特化した支援策はございませんが、引き続き、本町の中小業者が力を発揮できるよう効果的な支援策を講じてまいりたいと考えております。

ご理解を賜りますようお願い申し上げ、答弁といたします。

議長（志村 忠昭）

以上で、尾崎議員の一般質問に対する答弁は、町長、各担当課長からありましたが、尾崎議員、再質問があればお受けいたします。

議員（尾崎 忠義）

まず、最初に答弁をいただきました「町内児童及び成人の肝機能や脂質異常」ということでございます。

先程数字が挙がりましたが、これは小学校4年生だけでこのような数字になっておりますが、非常に率的に言えば高い数字となっております。

そういう意味で健康指導では食事療法とか運動療法とか、薬の治療が必要だというふうになっているのですが、要注意、要精検ということで、その子ども達に対する該当者ですね、要注意ということで少なからずそういうのが出てきているということでございますが、子どもというのは社会的に保護される存在でありますけれども、現実には学校生活とか家庭生活において、そういうふうな傾向が今のところ増えてきていると、アンケートでも朝食を食べない子には傾向があると。

それだったら今の子供たちがお菓子とかジャムとかジュースの嗜好品ですね、結局こういう血糖値を上げるようなショ糖を多く含むものを摂取しているのではないかと思われまして。

そういう意味で該当者に対して、子どもなんですけど、子どもも大人も一緒なんですけど、やっぱりアンケートをして記録を取る必要があると思うのですが、そこら辺はどのように考えられているのかということをお聞きしたいと思います。

それと目安なんですけど、脂質異常というのは非常に分かりにくいというものもあるし、これについての範囲は具体的にどういうふうに表示していくか。

これは分かりやすい説明、案内、該当者にはそういうふうに配る必要があるのではないかと思います。

これが1点目です。

それから2点目に、「文化財的建築物の保存」ということで、今、発言させていただきましたが、最近では仲ノ町の山田さん宅ですか、スミヨシの文房具屋の前、それから本通り2丁目の武田邸なんか壊されていていっているということで、もちろん、町内不在の方、先程質問しましたが、いろんな事情があってそういうようになっているのですが、この辺の線引きっていうのですか、町として本当に必要なというのが、そういう指定文化財が町とか国とかあるのですが、それ以外の分については、先程言いましたけど町が準指定をして、いろいろ制約はあると思うのですが、なんとか残すというそういう事が、個人的なものでなかなか難しいと思いますが、そういう面でひとつどういうふうなお考えなのかをお聞きしたいと思います。

それから「消費税増税による」分ですが、今の時点ではなかなか難しいと思いますが、町としては一般財源のうち依存財源として町消費税が交付金、こういうことが今言われましたが、これやはり行政でも大きな影響を受けてくると思うのですが、それについてお伺いしたいのは、今回の税率引き上げで今この分についての支援策ですね、政府は小規模企業基本法、これを策定してそれを基本法の策定によって対応するということが言われております。

ですからこの小規模企業基本法いうのを分かっておればお教え願いたいと思います。

以上3点についてよろしく答弁お願いいたします。

教育課長（岡 敦憲）

まず、小学生の肝機能云々のもう少し指導したらどうだと、或いはアンケートを取ったらどうだというようなことでありますが、学校給食においては歳に合わせた量であるとかカロリー等々を考えております。

まず、家庭に持ち帰った時にゲームをしながらお菓子を食べるとか、そういった部分の中で糖分、脂質等が増えておるのではないかと、というふうに考えております。

よって先程も答弁いたしました、児童生徒の方にもそういった栄養をバランス的に摂ればこういった生活習慣病にならないよというような指導も行いますし、或いは保護者の方に対しても子どもが小さいうちに生活習慣病等々になったら大人になればこうなりますよといった指導を継続して以後も行っていきいたいと思っております。

また、文化財についてであります、現在指定文化財に関しましては、先程も述べたように予算の範囲内という部分がありますが、国の登録文化財であり

ますとか、こういったものも個人にお願いしておるところであります。指定されていない物件に関しましては、それぞれの市、町で価値観が違います。しかしながら教育委員会では文化財保護行政という部分もありますので、財政に合わせながらということもありますけども、所有者のご理解を得ながら残せるものは残していくという事が現在ギリギリの線かなと思っております。よろしくお願い致します。

産業課長（神原 宏一）

尾崎議員が申されました制度等について、この場でお答えする事は出来ませんが、いずれに致しましても中小企業の方、又は小売業者の方について、町が商工会議所と商工協同組合等と連携しながら、町として間に入って支援できる部分については支援をしていくし、それから国とか県の利用できる、そういった事業者が利用できる制度については、紹介しながら対応してまいりたいと思いますので、ご理解頂きたいと思います。

よろしく申し上げます。

議長（志村 忠昭）

再質問に対する答弁は終わりましたが、尾崎議員、再々質問がありましたらお受けいたします。

議員（尾崎 忠義）

答弁順に行きますが、3点目の「町内児童及び成人の肝機能、脂質異常」ということですが、私どもを含めて気になっているのですが、なんとなく分かりにくい栄養バランスですね、毎日食材選びとかチェックするとか、調理の工夫とか当然しなければいけないし、それから運動療法いうのも言われて、具体的にどういうふうにするのかというのが、なかなか該当された方もそうですけども、予備軍と言われている人もいろいろそれ以上にあると思うのです。この分について、ひとつのゾーンというのですかひとつは検査した結果を見ないとわからないのですが、安心ゾーンとか、要注意ゾーンとか、要警戒ゾーンとか、そういう仕分けして保健指導にあたっていた方が、私も病気をやっている関係でよく分かるのですが、そういう意味でぜひそれはお願いしたいと思います。

それから「文化財の保存」の事で、町内の老朽家屋ですが、今、町が町歩きということでそういう古い街並みを対象にずっと町内で商工会議所が中心になってやられておりますから、それが一軒一軒消えていくいう事になれば、今までやってこられた中がまたコース変更とか、せつかく今まで頑張って保存してきたというのが、だからそういう意味からみても個々に文化財的な意味という事でチェックをして、今もう景観といたらなかなか難しいと思いますから、せめて今残っているものだけでも残しておけば、古いそういうものを見て歴史を

偲ぶということが必要なのですが、残念ながら多度津町はそういう点ではどんどん失っていつている例も、もう失ったものは2度と入らないし、それからその家屋に非常に貴重な残っている文化財的な備品とか美術品とか骨董品とかいろいろあると思うのですが、もちろん個人所有のものでありますから、家を壊す時全部処分してしまうという事で、そういう意味では、その家にしかないその時代にしかなかった遺物が、公開の目につかないうちに無くなってしまうということなので、ぜひこの分の点も今後の課題で取り組んで頂きたいと思います。以上、要望でございますので、よろしくお願い致します。

議長（志村 忠昭）

これをもって10番、尾崎議員の質問は終わります。
それでは、これをもって一般質問を終了いたします。
本日の日程は、全て終了いたしました。
これにて散会をいたします。
お疲れさまでした。

散会 午後2時26分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するためここに署名捺印する。

平成 26 年 6 月 17 日
第 2 回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記

平成 26 年第 2 回多度津町議会定例会議事日程

6 月 17 日（火）午前 9 時開議

日程第 1. 会議録署名議員の指名

日程第 2. 一般質問